

むつ市議会第215回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成25年3月18日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）17番 村中徹也 議員

（2）3番 工藤孝夫 議員

（3）23番 霊池光弘 議員

（4）13番 濱田栄子 議員

【産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決】

第2 議案第20号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計補正予算

【議案質疑、討論、採決】

第3 議案第30号 平成24年度むつ市一般会計補正予算

第4 議案第31号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	上	路	徳	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
17番	村	中	徹	也	18番	大	瀧	次	男
19番	富	岡		修	20番	佐々	木	隆	徳
21番	富	岡	幸	夫	22番	鎌	田	ちよ	子
23番	菊	池	光	弘	24番	岡	崎	健	吾
25番	白	井	二	郎	26番	山	本	留	義

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一	郎	副市長	新	谷	加	水
教育長	遠	島			進	公営企業 管理業者	遠	藤	雪	夫
代 監 査 委 員	阿	部			昇	選挙管理 委員会	畑	中	政	勝
総務 部 政 策 長	伊	藤	道		郎	財務部長	下	山	益	雄
民生部長	奥	川	清	次	郎	保健福祉 部	松	尾	秀	一
経済部長	澤	谷	松		夫	建設部長	鏡	谷		晃
川内 庁 舎 長	布	施	恒		夫	大畑庁舎 大所	工	藤	治	彦
協野 庁舎 所 長	猪	口	和		則	会管総政 理出納室	大	橋		誠
選挙 管理 委員 会 長	氣	田	憲		彦	監査委員 事務局	星		久	南
農委 事務 局長	山	口	勝		美	教育部長	齊	藤	秀	人

業長道長	齊	藤	鐘	司	部務官	清	藤	巡	一
務部策監携長	花	山	俊	春	部策監	石	野		了
健部策監	古	川	俊	子	健部事社長	工	藤	利	樹
部策監	吉	田		正	部事築長	望	月		操
部事道長	酒	井	嘉	政	理会局長	館		健	二
育会局策監	小	鳥	孝	之	育会局事育長	室	館	幸	一
務部長	柳	谷	孝	志	務部課幹	野	藤	賀	範
務部策長	瀬	川	英	之	務部策長	村	田		尚
部長	氏	家		剛	健部社長	井	田	敦	子
部林課幹	二	本	柳	茂	部光長	金	澤	寿	々
部長	下	山	房	雄	部課幹	佐	藤	節	雄
部市課幹	荒	谷		保	部市課幹	高	橋		真
部課幹	眞	野	修	司	育会局長	松	宮	康	則
公局下部					建事調				
營企					設 整				
水 策					務 進				
進 連					財 推				
民 社					保 福				
進 進					副 生				
推 推					課 課				
保 政					建 副				
福 推					都 課				
建 推					選 委				
政 推					事 事				
下 副					次 次				
副 下					課 課				
課 課					教 委				
教 委					事 事				
事 政					副 學				
政 推					校 課				
員 務					總 政				
進 進					政 總				
策 課					總 政				
務 課					防 課				
策 政					保 福				
報 報					介 課				
策 政					經 商				
報 報					課 課				
財 務					建 土				
政 課					總 總				
課 課					建 建				
部 長					都 都				
部 長					建 建				
部 長					總 總				
部 長					括 括				
部 長					主 主				
部 長					員 務				
部 長					課 課				
部 長									

務部災課幹
策 策
主 主
政 政
防 防
主 主

須 藤 勝 広

育会局校課任事
員 務 育
導 主
主 主
指 導
主 主

澁 田 健 太

育会局校課任事
員 務 育
導 主
主 主
指 導
主 主

飯 田 一 彦

部課査
設 木
任 主
主 主
主 主
主 主

柳 谷 真 吾

育会局課査
員 務 務
任 主
主 主
主 主
主 主

畑 中 涉

育会局校課任事
員 務 育
導 主
主 主
主 主
主 主

祐 川 達 也

務部課査
策 務
主 主
主 主
主 主

栗 橋 恒 平

務部課事
策 務
主 主
主 主
主 主

関 元 徳

事務局職員出席者

事 務 局 長
総 括 主 幹
主 任 主 査

須 藤 徹 哉
濱 田 賢 一
石 田 隆 司

次 長
主 任 主 査
主 査

柳 田 諭
小 林 子
村 口 也

◎村中徹也議員

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

- 議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。
- ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

- 議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。
- まず、3月15日に行われた横垣成年議員の一般質問に対する選挙管理委員会委員長の答弁に関して議事進行がありました。議長において答弁を精査したところ、適正でありましたので、ご報告いたします。
- 次に、3月11日、産業建設常任委員会に付託いたしました議案第20号の審査結果について、産業建設常任委員長から会議規則第104条の規定に基づき委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ご閲覧願います。
- 以上で諸般の報告を終わります。

- 議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

- 議長（山本留義） 日程第1 一般質問を行います。
- 本日は、村中徹也議員、工藤孝夫議員、菊池光弘議員、濱田栄子議員の一般質問を行います。

- 議長（山本留義） まず、村中徹也議員の登壇を求めます。17番村中徹也議員。

（17番 村中徹也議員登壇）

- 17番（村中徹也） おはようございます。これより約1時間、私村中徹也の爽やかな一般質問で春の足音を感じていただきたいと存じます。

春といえば、出会いと別れの季節。それぞれがそれぞれの夢と希望を胸に、新たな一步を踏み出すことにエールを送りたいと思います。

さて、人はそういう節目に、思い出深い印象とともに心に刻まれた言葉があるのではないのでしょうか。私は、この世に生を受けた1959年から、最も尊敬する人から「黒いカラスにはなるな」「黒いカラスにはなるな」との親炙を受けてまいりました。また、この世界に身を投ずることになった1995年には、「常に一流であれ」との私淑を受けてまいりました。それは、常に真摯であれ、常にスマートであれ、常に瀟洒であれ、そして常に孤独に耐える胆力であれとの4つの私淑であります。

春を迎えるこの季節には、このような言葉を思い浮かべ、気持ちを新たにしているのでありますが、私はまだまだその域にはほど遠い未熟者であります。私に親炙と私淑をご指導くださったご両名に、死後の世界で出会ったとき、お二方の思いのとおり卒業したことを自信を持って報告するために、今回も一般質問を行うものであります。

さて、その一般質問のだいご味は、何と申し上げましても、私たちの発言によって腰の重い行政が動くことにあります。言いかえれば、腰の重い行政を動かすために私たちの発言があると言っても過言ではありません。このことは、議員冥利に尽きると同時に、私たちの言葉は権力であることを証明しています。軽々な思いつきの言動は慎む

べきであります。

これまで地方議会の一般質問は、3パターンが通常でありました。過去、現在、将来の施策を問う検証型、改善型、提案型であります。ところが、近年はもう一つのパターンがふえたと言われております。それは、イデオロギー、思想型であります。それは、形のない、答えのない、国家観、人生観、教育観という概念や理念に対する質問であります。

この思想型の質問は、首長の主義、主張、信念及び哲学等々、総じてイデオロギーを解明することで、トップリーダーとして適性判断のマテリアルとするものであります。確かに市政一般とはかけ離れておりますが、膨大な権限を掌握しているそのトップの人物像や思想を知ることにより、信頼関係を構築するに値するか否かを議会と有権者が確認をするということであります。

国会、全国会及びユニバーシティー等々でたびたびレクチャーを受けますが、首長が答弁するかしないか、思想を明確にするかしないかも含め、首長の器の大小や度量も評価の対象とするため、このような議員の発言は最大限認めるべきであるとしております。

このようなことから、今回の質問は教育委員会と選挙管理委員会のそれぞれのトップのイデオロギーに触れることで、それぞれの組織のアイデンティティーを探ってみたいと思います。

さて、ここに2005年、株式会社ぎょうせいが発行した「ガバナンス」という月刊誌があります。この特集が「首長部局の「教育政策」」であります。この内容であります。教育委員会の形骸化、独立性の不信感及び権限の限界性の3つの視点から、教育の政治的中立性は担保されるべきか否かを議論し、今後の教育委員会という組織はどうあるべきかを論じたものであります。

この専門誌に限らず、約10年以上前から教育委

員会という組織の問題点が指摘をされたにもかかわらず、なぜか意味もなく改革も検討も拒まれてきました。厳しく指摘すると、公的言説全体が現実の実態と精神的実態を欠いていたのではないかと私には思えてなりません。これはサボタージュの何物でもありません。

今日教育現場でのいじめ、暴力、体罰、自殺問題、そして数日前に発覚した校長による2年間のセクハラ事件等々は、まさしくこの副産物であります。関係者は、強く非難されるべきでしょう。

関西地方の某市長初め全国の名の売れた市長が教育行政介入に意欲を示しております。今ここを橋頭堡として教育委員会のリフォーメーションを早急に実行しないと、また10年後、20年後、同じようなことが繰り返されるのであります。教育委員会トップにお尋ねいたします。組織の形骸化、政治的中立性への不信感及び権限の限界性について、ご自身の哲学、また首長の教育行政介入についての所感をお聞きいたします。

次は、投票率に関する質問です。まず、共通認識として投票率を国政選挙50%、地方選挙は60%と大まかな数値といたしますので、ご理解をいただきたいと存じます。

さて、皆さん、投票率とは何物でしょうか。マスメディアや諸官庁、そして何と町内会のスピーカーまでもが「投票しましょう」と啓発をしますが、国政選挙では100人いると50人、地方選挙では100人いると40人が投票しません。まさしく笛吹けども踊らずといったところでしょう。

また、非常に危険な思想とバッシングが投票所から有権者を遠ざけているという指摘もあります。それは、このアーティクルであります。ここに赤線を引いてありますが、この4つに共通するのが「投票しない人は、政治にものを言う権利がない」、「食事をして代金を払わないのと一緒」という記事であります。投票した、しないに白、

黒をつけて、投票しなかった国民の半分に排除の論理を展開しています。

さて、この「投票しない人は政治にものを言う権利がない」という主張に皆さんは賛同しますか、それとも違和感を覚えますか。では、学術的、倫理的にこの主張に正義があるか、2つの視点から検証してみましょう。

まず、義務と権利から考察しましょう。まず、義務とは、法令によって拘束され、それに違反すれば罰則規定があります。例えば食事をして代金を払うのは義務であり、不払いだと無銭飲食で逮捕されます。要するに義務とは税金を納めること、交通ルール、法律、政令を守ることにあります。

一方、権利とは、物事を自由に相手に要求する行為であり、その行為を行おうが行うまいが本人の自由意思であり、罰則規定はありません。ですから、投票と政治にものを言うことを行使してもしなくても、罰則を受けた人はいません。権利とは、生存権、勤労権、高等教育を受ける権利などといった自由選択であり、その反対の「生存しない」、「働かない」、「大学へ行かない」を選択しても罰則はありません。

次に、この主張に学術や文献から考察を加えてみます。私が11年受講した「投票行動理論」というカリキュラムでは、投票する人はコロンビア理論とミシガン理論に分類され、日本人はミシガン理論に近いと言われております。

これと同時に、投票しない人の研究では、伝統型無関心と現代型無関心に分類され、現代型は第1分類、「政治を熟知していながらも意識して拒否をする」、第2分類、「政治的情報を知っていても受け付けない」、第3分類、「自分の政治的責任を知らながら果たそうとしない」となります。

重要なのはここからです。これを形態別にする、第1が、政治に裏切られ幻滅した「脱政治的態度」、第2は、政治以外に関心を奪われる無政

治態度、第3は、価値観等から軽蔑や否定的態度をとる反政治体制であります。

この研究から、現代型無関心の第1と第2は、ポリテックスアクターに対し、無言の抗議の意味を含め、投票をしないことで権利を行使しているとの主張であります。この研究は、行動心理学とも重なり、かなり難解な問題であります。最も重要なことは、この第1類と第2類は、環境や条件が整えば投票所に回帰するということであります。

その論証は、投票率の変動は政治状況から生まれる振り子現象の大小によって生じ、変動幅は回帰現象と棄権現象に帰依することで証明されます。その起因は、アナウンスメント効果、政党帰属、投票コスト及び投票の効用で実証されます。まさしく昨年12月の衆議院議員選挙は、この投票行動理論をそのまま映したような結果となりました。

このように、学術的、倫理的に考察を加えても、投票を棄権した人を非難することに正義は存在しません。何とかして投票率を向上させたいとの強い思いを考慮しても、短絡的な排除の論理を展開し、非難することは、投票所への回帰を拒む可能性にありますから、慎むべきであると考えますが、選挙管理委員会委員長のお考えはいかがでしょうか。

では、なぜ投票を義務と勘違いするのでしょうか。それは、義務と権利の倫理性に由来いたします。まず、義務は罰則規定の存在から道徳的規範率の非難を浴びます。一方権利は、一切の規定を排除しますので、道徳的規範率の判断を浴びません。しかし、投票権だけはなぜか神聖なものを感じます。それは、参政権の中の投票権という法律が余りにも崇高でハードルが高かったために、本来権利のものを義務と誤解して今日に至っているのです。この主張の証拠は、第1回衆議院

議員選挙、投票率が94%、第2回衆議院議員選挙が92%と異常に高い数値であることが証明いたしております。

さて、このように自由意思による投票という権利に対して、マスメディアや私たちは投票率が高い、低いと一喜一憂し、また投票率向上の啓蒙活動に余念がありません。しかし、低い投票率を問題視する割には、ピント外れの施策をいまだ延々と幻覚に陥ったごとくに継続し、誰も改善をしようとしません。私は、投票率向上の施策は、現状の啓発にあらずとの思いから、啓発の帰趨について選挙管理委員会委員長にお尋ねをするものであります。

ちなみに、私は投票を棄権した人を褒めたたえているわけではありません。また、投票率低下を望んでいるのでもありません。そして、何よりも投票を棄権した人の理由が「魅力ある政治家がない」、「魅力ある投票したいような立候補者がいない」との理由であるならば、政治家の一人として反省をいたすものであります。

結びに申し上げます。私は、冒頭で「出会いと別れの季節」と申し上げました。私村中徹也も、新年度、4月1日、新たな目標に向かい、心機一転スタートを切るために、今定例会を最後にむつ市議会の会派を離脱いたします。今日まで会派に加盟させていただいてご指導くださった目時睦男代表、村川壽司先生、本当にありがとうございました。感謝と御礼を申し上げ、壇上からの質問といたします。ありがとうございました。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 村中議員の教育行政についてのご質問にお答えします。

1点目の組織改革の必要性に対するフィロソフィー（哲学）について及び2点目の首長の教育行政介入をクライシス（危機）だと思いませんかとの

お尋ねでございますが、関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

議員お話しの2005年に発行された「ガバナンス」であります。私もこの中の特集「首長部局の「教育政策」」を読ませていただきました。その特集の中では、教育委員会の組織は形骸化して、事務局案を追認するだけの組織にすぎないのではないか、また政治色のある首長部局から教育行政に独立性を求めることが目的であったはずの教育委員会が首長の人事権によって任命された教育委員であるがゆえに、やはり首長の顔色をうかがい、首長の意向を反映させるような教育行政になっているのではないかといった論点が指摘されていたところであります。私にとりまして、非常に感慨深い内容でありました。

議員がご懸念されておられます教育委員会組織の形骸化ということに関しましては、時に自治体教育委員会の新たな取り組みとして紹介され、世論の中でも教育委員会のあり方についての議論が沸き上がることもあるわけでありますが、私どもの教育委員会におきましては、個々の教育委員がむつ市の教育を熟考、審議し、時には学校現場の実態を目の当たりに視察したうえで、さらに議論を重ね、方向性を見出すこともあり、意思決定の期間としては決して形骸化という状態にはないことをご理解いただきたいと存じます。

また、政治的中立性について申しますと、教育行政を進めるに当たりましては、教育委員会において策定したむつ市教育基本計画を基軸として、毎年の事務事業を計画的に実施しているところでありますが、この教育基本計画の策定は、市長の意思が及ばない教育委員会という独立した会議体において決定されているものであります。

そして、教育基本計画の中における義務教育の基本的な構想の部分がむつ市教育プランということになるわけでありますが、これもまた教育委員

会委員の審議の結果として決定しているものであります。したがって、むつ市の教育政策の行き先を意思決定し、推進しているのは教育委員会であるということの自負をし、それゆえに私自身、その責任の重さを感じております。

もう一点、教育委員会の権限の限界性についてであります。これにつきましては、教育委員会が教育に関する最高の意思決定を預かっているとは申しまして、やはり事務事業を推進するうえにおきましては、予算及び人材が不可欠なわけで、教育委員会を含めたむつ市全体の予算と人材については首長の権限となっております。しかしながら、当市の場合では、予算や人事面においては、教育委員会の意思決定を最大限尊重していただいているものと思っておりますし、やはり全体の市政運営の一つの分野である教育行政でありますから、教育政策の決定は教育委員会が担い、予算と人は市にやりくりしていただくという現在のスタイルが微妙なバランス関係ではないかと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 選挙管理委員会委員長。

（畑中政勝選挙管理委員会委員長
登壇）

○選挙管理委員会委員長（畑中政勝） 村中議員の投票率についてのご質問にお答えいたします。

まず、投票率を考える前に公職選挙法とはどういうことなのかについて考えてみたいと思えます。公職選挙法とは、日本国憲法のとおり、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議員及び長を公選する選挙制度で、選挙人が自由に表明を意思することによって、公明かつ適正に行われ、民主政治の健全な発達を期しているものであります。よって、理想としては、全選挙人に投票していただくことですが、現実的には無理がありますので、一人でも多くの選挙人の方に投

票行動をしていただき、多くの国民が政治に参画することで国民の意思が反映された国家、民主政治が作り上げられるものと思っております。

さて、ご質問の1点目についてであります。議員ご指摘のアーティクルや投票した人、しない人の人格に関することは、選挙人が自由に表明する意思であり、委員会として判断すべきものでないと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、ご質問の2点目、投票率向上啓発のイリュージョンと帰趨についてお答えいたします。まず、啓発活動の仕方には大きく分けて2つに分類されております。常時啓発と臨時啓発になります。現在市で実施しているのは、選挙時に臨時啓発としてむつ市明るい選挙推進協議会や関係団体の協力を得て、市内大型小売店前で啓発物品を街頭で配布し、選挙期日の周知や投票の呼びかけをしたり、防災行政用無線やエフエムアジュールなどを通じて期日前投票や当日の投票を呼びかけているところです。

また、常時啓発としては、市内小・中学校に明るい選挙啓発ポスターコンクールの作品の募集依頼をし、表彰及び作品展覧会を毎年開催したり、成人式での啓発パンフレットの配布または実際選挙で使用している投票箱や記載台を学校の生徒会選挙や協同組合などの役員選挙時に貸し出しして、選挙を身近なものに感じていただくよう取り組んでおります。

さらに、将来を担う子供たちの意識を高めるために、自分たちの社会を観察し、課題解決に発言し、行動することを目的に開催している実際の議場を使用してのこども議会も常時啓発の一つになるかと思えます。

議員ご指摘の啓発すれど投票率が低下する現実、選挙結果の数字を見れば確かにあるかもしれませんが、啓発活動で投票率低下の下げどまりに

なっているとも考えられますので、その手法や内容に不十分な点があったかもしれませんが、啓発活動は必要なものと思っております。

そこで問われることは、今後の啓発活動のあり方であろうと存じます。総務省において常時啓発事業のあり方等研究会の最終報告を取りまとめたところで、投票率の低下、若者の選挙離れや学校教育における政治教育及び地域での明るい選挙推進協議会活動に課題を見出し、出前授業や模擬投票などで政治意識を醸成する環境をつくるなど、新たな取り組みをしていく方法で進めているところです。

選挙は、民主政治の基盤をなすものであることから、国民一人一人が政治や選挙に十分な関心を持って、候補者の人物や政権、政党の政策を判断できる目を持ち、自分の持っている1票を行使していただくよう明るい選挙推進協議会や民間の方々のご協力をいただきながら啓発事業を推進してまいりたいと考えております。

選挙管理委員会といたしましては、投票率向上に向けた取り組みを図りながら、全国一律の制度であります公職選挙法の規定に基づき、公明かつ適正な選挙事務を管理し、正確で迅速な投開票事務をとり行い、選挙人へただちに投開票結果をお知らせするよう努めていくべきものと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） 教育長と選挙管理委員会委員長、大変ありがとうございます。答えがある質問ではないわけで、一部これについてどう思うかということと、教育委員会には一部事務的なことも通告をしておりますが、全体的にお二方の心の中といいますか、そういうのを聞きたくて質問したわけですが、お答えできない部分も相当あったろうに思います。とりあえず再質問をいたします。

教育長、せんだって夜のまちに出る機会がございました、出たのですが、そのときにブーケを抱えた二、三名の女性とすれ違ったのですが、送別会でしょね、送別会をやっていたのです、多分。私そのブーケを見て、ああ、美しいものだなと。女性も美しかったのですが、その花を見て美しいと思った。私は、つい最近といいますか、ここずっと、花を見て美しいとか思ったことがなかった。心に余裕がなかったのでしょうか。時間的にも余裕がなかった。時代が余りにも早過ぎるのか、それとも私が余りにも早く生き急いでいるのか。ああ、美しいものだなと思って、ほっとした気持ちになったのです。そして、上を見上げたら、流星が流れて、それを覆い隠すように雪が降ってきた。まさしく名残雪です。

私も政治家になりまして、はやもう20年近くになるのですが、こういった気持ちのゆとり、余裕といいますか、時間的余裕もそうですが、やっぱりこういうのが必要だなと思いました。特に花を見て美しいと思う、そして自分の足元を見るのを忘れていたということを思いました。教育長、あなたは、最近いかがですか。花を見て、美しいと思ったことはありますか。そして、自分の足元を見詰めていますか、教育長。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 私の心に余裕が、そしてゆとりがあるのかというようなお尋ねではないかというふうに思いますが、そして花を見てということでございますので、そのこととお話をしますと、春になりますと、自宅の庭にいっぱい花が咲きます。それを見て、癒やされて役所へ通っております。帰りもその花が迎えてくれます。ただ、私はその花の名前を、いっぱいある花の名前を毎年聞いても覚えられません。今議員から指摘されて、それは心に余裕がないからかなというふうに思ったところでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） 私は、冒頭でも申し上げました、答えがない質問だと。ですから、これは教育委員会委員長もそうです、教育長もそうです、上に立つ者は、やはり私は今の部分が大切だろうと思って冒頭にお聞きした。これを聞くことによりまして、要するに後のパーソナリティーは聞かなくてもいい。要するに壇上でも申し上げました、首長のことで申し上げました。別にこの市の市長のことを言ったわけではありません。全国の首長の一般論として、信念とか信条、理念ですね、それを知ることによって、部分的なものは全て委任していいだろうという発想ですので、教育長に今お尋ねしたのです。

もう一つお尋ねした理由は、東京都吉祥寺の事件ございましたね。むつ市脇野沢出身の山田亜理沙さん。私、花を見て、そしてあの事件を思うときに、非常に胸が張り裂けそうな感じになります。私には似たような年ごろの娘がいるということもあります、22歳ですか、まだ夢も希望も、やりたいこともあったらうに、もうその無念といいましょうか、不条理きわまりない。ご冥福を祈るわけですが、それ以上に、いや、その数倍、なぜ彼女だったのか、なぜ彼女でなければいなかったのか。あの数千万人いる大都会東京で、決して誰かが身代わりになってほしいということを行っているのではないです、わかります。しかし、この本州最北端、このむつ市の小学校、中学校を終わって、むつ市の高校を終わって、やりたいことがいっぱいあったらうに、彼女はああいう事件に巻き込まれた。私は、ですから、彼女の人生を思うときに、何もしてあげることができませんが、同時に私も花を見る機会がなかった、美しいと思うことがなかったから、彼女の人生を思うときに、ことしの桜の季節には、あの一朶の桜に心してみ

ようと思うのです。

教育長、彼女の人生、余りにもはかなかった、無念であります。教育長は、この事件を聞いたとき、むつ市の教育委員会のトップとして、教育行政のトップとしてどのような感じ方をしたのか、思いをしたのか。私は、犯人とか事件を恨むことはもちろんですが、もう憤りを乗り越していただけない気持ちになりました。教育長は、この事件、どのように感じておりますか。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 山田亜理沙さんのことにつきましては、議員がおっしゃったとおりの同じような思いでございます。本人、そしてご両親、そしてご家族の皆さんの無念さは、察するに余りあるものがあると思います。ただただご冥福をお祈りするだけでございます。

むつ市の教育行政のトップとしての思いとのことでございますけれども、山田さんは私が高校の校長をしていたときの生徒でありました。教員にとって、生徒に先に亡くなれるということは、これほどつらい、悲しいことはありません。

私は、高校の校長時代に、生徒の全員と進路のことで面接をします。彼女に何を指導したのか、今となっては記憶はありませんが、そのときにどんな指導をしていれば、このような目に遭わずに済んだのか、自分に何ができたのかという自責の念に駆られるというのが教員のさがでございます。このような理不尽なことが二度と起こらないように祈ると同時に、どんな指導が必要だったのか、自分に何ができたのか、すぐには結論は出ませんけれども、考え続けていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） 大変失礼しました。山田亜理沙さんが在校当時の校長だとは今初めて知りまし

た。そうでしたか。余計感慨深い、うちにくるもの
のおありかと思えます。

私は、この教育行政を通告して、相当前からもう
うしておりました、先月2月に入ってから、もう
相当前からしておまして、その間にこの吉祥寺
事件、そして大畑学校給食センターノロウイルス
事件がありました。私は、今吉祥寺事件をお聞き
しましたがけれども、大畑学校給食センターノロ
ウイルス事件の教育委員会、教育長の対応を見て、
一般質問の通告をしたことと内容がほとんどリン
クしたなと思っております。それは、何度も言
います、教育行政を任せるに足りる人なのかとい
うことのその心の奥底、フィロソフィー、哲学で
すね、それをお聞きする予定でした。ところが、こ
の今の山田亜理沙さんのこと、そして大畑学校給
食センターノロウイルスの対応を見まして、私は
非常に感銘を受けました。毎朝のように議会事務
局に行って、常任委員会にも、予算委員会ですか、
にもかかわらず行政報告、そして本会議での報告
の対応、そして学校長との連絡、そして子供たち、
地域の父兄、私もここに小学校、中学校の持って
きた、コピーされたのがありますけれども、非常
にすばらしい対応であった、こう思う。ですから、
通告する前にこの事案が2つあれば、この対応に
ついての心の奥底を聞きたかったのでありますが、
今の吉祥寺の事件を聞いて、そして大畑学校給
食センターノロウイルスの対応を聞いて、あなた
は教育委員会のトップとして、私個人が思うに
は、一家言はもちろんお持ちのことでしょう、そ
してうちに秘めたる闘志、哲学、信念等々をかい
ま見ることができました。時間があれば、通告し
ている再質問をいたしますが、選挙管理委員会
のほうの質問に一旦移ります。

選挙管理委員会委員長にお尋ねします。先ほど
壇上で見せましたこの新聞なのですが、答弁では
委員会としてのコメントはない、要するに投票し

なかった人の批判の記事に対してはコメントしな
かった。コメントできないのかしないのか、しま
せんでしたが、踏み込んでみますと、この新聞に
投票しなかった人は消費税、そしてトランス・パ
シフィック・パートナーシップ、TPP、原発、
エネルギー、そして国政全てに対し物を言う権利
はないのだということなのです。そうしますと、
この論理を適用しますと、例えばむつ市長選挙、
大体60%でしょうか。むつ市長は行政連絡員との
懇談会、町内会長との懇談会、そのほかに各種団
体の出前講座なんかやっています。統計的に見て、
4割の人は投票していないのです、誰だかわかり
ませんが。そうすると、この論理でいきますと、
町内会長、行政連絡員が集まったときに4割の
人は発言できないということになってしまう。市議
会議員の選挙でも一緒です。例えば60%にした場
合。このことについても、だからこの人40%を私
は非難すべきではないし、現に調査結果としてそ
の人たちは前の選挙、投票しなくても帰ってきて
いますし、今投票しても次の選挙を投票しない人
もたくさんいるわけなのです。この点について、
もう一度ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（山本留義） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（畑中政勝） お答え申
上げます。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、選挙、投
票した人、しない人、その発言について、村中議
員のおっしゃったように、例えばその人は発言す
るあれはないのかということの内容でございませ
けれども、選挙人においても、やはり投票する、
しない、これは憲法において権利として個人の
人権を保障しておりますので、公職選挙法にお
いても選挙人の自由意思によって投票すべきだ
ということですので、投票した、しないにか
かわらず、行政においても発言は自由にでき
ると思います。あくまでも、した、しないによ
って差別するもの

ではないと思います。この投票の、特に投票率低下しているのに私もかなり憂慮しております。毎年どんどん下がってきている。私も選挙する限りは、村中議員がおっしゃったように、1回目、2回目とはかなり高い数値を示しております。最近、非常に下がって、もう30%以上も下がっているというような状況で、私もこの投票率の低下についてはかなり憂慮しております。

まず、この中身をどうしようかということについても、私的には、こうしたほうが一番いいのではないかなという思いはありますけれども、今の制度におきますと、地方の自治体の選挙管理委員会としては全くそれができないのが状況です。あくまでも投票の管理、執行、投開票の執行、これを適切に行うということでございますので、この中身については全部国の制度でございますので、地方の自治体の選挙管理委員会としては、なかなかこの問題については入っていくことが難しいというふうに認識しております。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） それでは、質問を変えますが、今行われている選挙の啓蒙活動、啓発は、下げどまりの意味で必要であろうというそのお答えでありましたが、私からすると、もっと工夫をして、違う形で投票日なんか、投票の時間とかその仕組みとか、期日前投票だとか、毎日投票日なのです。とある投票所によっては、もう午前中でみんな終わって、午後から1人か2人しか来ないというところも中にはあるのでありまして、この今国の制度と言いましたけれども、この啓発活動ではなくて選挙の投票施策、この管轄はどこにあって、地方自治体では一切これ時間とか変えることはできないのでしょうか。

○議長（山本留義） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（氣田憲彦） 村中議員のご質問にお答えいたします。

投票時間を柔軟に市町村で決定できないかという内容のことだと思いますけれども、公職選挙法第40条の規定に定められている範囲内において、各市町村の選挙管理委員会で決定し、県の選挙管理委員会に届けることとはなりますが、特別の事情に該当するかしないかの判断は、大変狭い基準となっておりますので、柔軟な決定ができるまでは言えないものと考えております。

また、投票所、開閉時間の改正要望等については、全国選挙管理委員会連合会において協議されており、投票の機会の確保や選挙人の理解が得られないなどの意見が多く、かなり難しい事案であります。引き続き検討することとなっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 17番。

○17番（村中徹也） 投票行動に関しましては、こういう行動心理学の面から、時間がありますので、速く言いますけれども、10台ある自動販売機と1台ある自動販売機でどっちが人が入るかということ、10台のほうに入るのです。デパートがいっぱいあるまちとデパートが1個しかないまちでは、こっちにお客さんが入るのです。ある実証ですけども、これガソリンスタンドなのです。7時から夜の7時まで12時間営業していた。お客さんを伸ばそうと思って6時から夜の9時まで3時間伸ばしたのです。ところが、売り上げが同じどころか減ったのです。なぜかわかりますか。これは、来る人に心の余裕ができて、ああ、まだやっているからいいと。これを、だから伸ばしたからといって伸びるものではないのです、これ行動心理学の問題で。では、投票時間を縮めれば伸びるのかということ、そういう問題でもないし。ですから、それをこういったデータもありますから、そういうのを活用して、地方自治体に権限を渡してもらうように、多分あるのでしょうか、全国で県の選挙管理委員会委員長が集まる場所とか、全国の場所

とかありますので、そこで発言をしていったらどうでしょう、委員長。短くお願いします。

- 議長（山本留義） 選挙管理委員会事務局長。
- 選挙管理委員会事務局長（氣田憲彦） 村中議員のご質問の部分におかれましては、選挙を管理、執行している地方自治体が一番感じているところであります。選挙制度は、全国統一の判断が求められることでもありますことから、全国選挙管理委員会連合会が各県の選挙管理委員会の要望事項を吸い上げております。総会に諮りまして、最終的に決議された要望事項を随時総務大臣に提出し、法整備をお願いしているところでありまして、ご理解賜りたいと存じます。

- 議長（山本留義） 17番。
- 17番（村中徹也） 教育長、約30項目再質問を予定しておりましたが、次の機会に留保したいと思います。

議長、山田亜理沙さんのご冥福をお祈りして、これで一般質問を終わります。ありがとうございます。

- 議長（山本留義） これで、村中徹也議員の質問を終わります。

午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

- 議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎工藤孝夫議員

- 議長（山本留義） 次は、工藤孝夫議員の登壇を求めます。3番工藤孝夫議員。

（3番 工藤孝夫議員登壇）

- 3番（工藤孝夫） 日本共産党の工藤孝夫です。むつ市議会第215回、3月定例会に当たり質問い

たします。

まず、昨年の総選挙の結果は、国民をことごとく裏切り続けた民主党への厳しい審判となりました。自民党が過半数の議席を確保しましたが、これは比較第1党が有利になるようにつくられた小選挙区制度によるものであります。全有権者の自民党の得票数が20%台という事実が示すように、国民の圧倒的多数は、決して自民党を支持しているわけではないことは明瞭となっています。

また、多くの有権者が政治不信を募らせ、投票率は戦後最低となりました。安倍首相は、早速、1つには、憲法の改正により自衛隊を国防軍に変えての公然とした海外への軍事派遣、2つに、活断層の可能性があると決定された東通原発を含む原発の再稼働、3つに、8割の国民が反対する消費税増税の強行、4つに、日本経済に深刻な影響を及ぼすTPPへの強行参加、5つに、アベノミクスが持ち上げられておりますが、これは円安をつくり出し、自動車等を中心とする技術産業に予算を集中し、物価の値上げによる大打撃は、結局多くの国民が受けるというもので、今国民にとって最大の危機にさらされようとしています。

これらのことを指摘しつつ、以下通告に基づいて質問いたします。

質問の最初は、生活保護基準の引き下げによる市民生活への影響についてであります。安倍政権は、2013年度予算編成の焦点となっていた生活保護費について、3年連続で大幅に引き下げることを決めました。広くマスコミで取り上げられているように、最低生活ラインである保護費の引き下げは、単に受給者の暮らしに打撃となるだけでなく、最低賃金にも連動するなど、国民生活の約40にも連動する深刻な影響を及ぼす大きな問題であることはご承知のとおりであります。

安倍内閣の生活保護費削減方針の最大の柱は、食費や光熱費など日常の暮らしに欠かせない生活

扶助費の基準をこし8月から3年かけて引き下げ、扶助費6.5%、670億円を減額するというものであります。基準の引き下げは現行の生活保護法制定の1950年以降、2003年度に0.9%、2004年度に0.2%の2回だけ行われたものの、今回の削減幅はこれまでに例を見ない大幅なもので、減額対象も受給世帯の96%に上ることが指摘されております。

最大10%減額される世帯、月2万円もカットされる夫婦子供2人世帯も出るとされております。貧困世帯にさらなる貧困を強いる削減計画は、全ての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障した憲法第25条に反していることは申すまでもありません。

さらに加えて、影響は生活保護受給者にとどまりません。保護基準は、収入の少ない低所得者の暮らしを支えている地方自治体のさまざまな制度の適用対象の目安として連動する仕組みになっていることもご承知のとおりであります。

こうしたことに鑑み、以下、影響する制度について理事者に伺います。

まず1つに、個人住民税の非課税限度額の影響について、2つに、国保税、保育料、医療費にかかわる費用、公営住宅、介護保険料の影響について、3つに、就学援助の適用基準について、これらにつきまして、保護基準引き下げによってどうなるのか、負担増になったり、今まで利用できた制度から閉め出されたり、利用できなくなったりする人が出ることはないのか、具体的な影響についてお尋ねいたします。

2点は、保護基準引き下げによるこうした制度に連動させないために、市としてどのような対処方針をとるのか、あわせて伺うものであります。子供のいる世帯ほど痛みを強いられることとなります。統計によって指摘されているように、親の貧困が子供に引き継がれる貧困の連鎖を何として

も許してはならないと考えます。生活保護費の予算措置は、全額国庫負担にすべきことは憲法第25条の精神に基づいて当然のことです。低所得者の特に多い本市にとって重大であります。県内でも既に4町村の議会でも国への意見書を提出いたしました。生活保護基準の引き下げは、最低賃金に連動し、市民生活の最低ラインがさらに下がることになると同時に、人間としての尊厳も取り崩すことにつながりかねない問題であります。この問題についての市長及び理事者の誠意ある答弁を求めるものであります。

質問の2点目は、福祉灯油事業について質問いたします。この点については、初日の一般質問で同僚議員が質問いたしましたので、重複することをご容赦願いたいと思います。

さて、今冬は昨年とまではいかない積雪とはいえ、昨年暮れからにかけての寒波は近年になく水道管の破裂や水道の凍結など多くの被害が報告されているところであります。市消費生活センターによりますと、2月12日現在の家庭灯油価格は1リットル当たり98円で、昨年同期86円と対比しても13.9%の値上げ率となっています。配達価格では18リットル、2月現在で1,785円、昨年同期には1,572円で13.5%とほぼ同じく大幅な値上げとなって、家計、とりわけ弱者及び低所得者家庭を直撃しています。まだまだ4月、5月と厳しい寒さの続く当市であります。

外ヶ浜町では、今月下旬臨時議会を開き、福祉灯油費の補正予算を提案するとの新聞報道等がされております。助成費は1世帯5,000円、約800世帯を対象に支給される予定とされております。厳しい冬期間を乗り越えるために、市として助成事業を起こして、ひとり親世帯や高齢者世帯、障害者世帯に援助してほしいが、お尋ねをいたします。同時に、県、国への財政支援を求めるべきだと思いますが、このことについてもあわせてお尋ねい

たします。

質問の3項目は、環境行政についてであります。1点は、大湊駅前商店街通りの街灯設置についてであります。大湊駅前通り商店街は、昨年までであったスズラン灯が取り外されました。商店関係者によりますと、当時六十数灯取り付けられ、町行く人々や観光客に潤いと安らぎを提供してきました。しかし、それから三十数年を経過して老朽化が進み、いかんともしがたく取り外しを余儀なくされたところであります。現在は、夕方以降になると車で通過しても、これが駅前通りとは意識できないほどにわびしい状況へと一変しています。

関係者によりますと、市により昨年5灯設置され、ことしも5灯が設置されると聞き及んでおります。しかし、それは普通の防犯灯のようであります。さまざまな歴史を背負ってきた大湊駅舎は一定度整備されたものの、肝心の駅前商店街が暗い商店街通りとあっては観光地としてもふさわしいものではありません。飲食街もあり、夜半時の犯罪を危惧する声も切実なものがあります。スズラン灯の復活とはいかないまでも、商店街通りにふさわしい大型のLED型の街灯設置が強く望まれております。前向きに検討してほしいと思いますが、答弁を求めます。

環境問題の第2点は、下北駅のトイレ改善についてであります。現駅舎周辺は、多額の予算をかけ、かなりの部分が整備されました。しかし、それとは裏腹にトイレが屋外にあることから、強風、雨天、降水時は大変不便で、近代的でない苦情のはがきや電話が寄せられています。駅舎からトイレまでに至る屋外の屋根も2カ所が途切れているため、雨や雪を浴びます。大湊駅舎のように屋内から通じるトイレにしてほしいとの声がふえてきています。観光客はもとより、利用する市民、とりわけお年寄りや子供たちの利用しやすい方向での改善改築が求められております。市の考えを

お尋ねいたします。

最後に、駐車場の雪対策であります。除排雪が不備なことからかどうか、駐車台数が狭められていて、駐車に支障が及んでいるとの苦情や指摘を受けます。この解消対策方についてお尋ねいたします。

以上、市長及び理事者の前進かつ誠意ある答弁を求めまして、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 工藤孝夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、生活保護基準の引き下げの影響についてお答えいたします。ご質問の要旨は、政府が本年8月から3年間かけて生活保護基準の切り下げを決定したが、切り下げを行った場合、他の制度の受益者に何らかの影響が出ることから、その影響について、さらにはその対処方針をどのように考えているのかとのことであります。

本件につきましては、議員ご指摘のとおり、本年1月末に生活保護基準の見直しを図ることで厚生労働大臣と財務大臣が合意しましたことから、厚生労働省が試算した被保護世帯に対する支給額の見直し例等がメディアでも報道されております。しかしながら、現時点においては、厚生労働省から保護の実施機関である福祉事務所に対し、生活保護基準の引き下げ自体の内容及び具体的な見直しについて何も明確な通知が参っておりません。

一方では、本年2月中旬に生活保護基準の見直し上の対応方針を、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的な考え方とすとしておりますので、市といたしましては、その動向を注視しているところであります。したがって、ご質問の要点であります生活保護基準

の見直しによる個人住民税の非課税限度額、国保税、保育料、医療費、公営住宅使用料及び介護保険料への影響につきましては、現時点で推しはかることができませんし、想定に基づく回答は軽々に申し上げるべきではないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の要旨のうち、就学援助の適用基準についての具体的な影響及びその対処方針につきましては、教育委員会よりお答えいたします。

次に、福祉灯油事業についてお答えいたします。なお、当該事業につきましては、先日の一般質問においてお答えしておりますので、重複した回答になりますことをご了承ください。

まず、むつ市では平成19年度及び平成20年度の2カ年において、急激な原油高騰による暖房用燃料費の値上がりに対する支援として、国が主導となり、県からの補助金も導入されたことから、高齢者世帯、障害者世帯及びひとり親世帯の非課税世帯に対し、暖房費の一部を助成する福祉灯油購入費助成事業を実施したところであります。ちなみに、平成20年当時の安定価格が60円前後だったものが最高値で105円、今年度においては安定価格が80円であったものが、2月23日現在、最高値で98円となっております。灯油の値上がりについては、低所得者の方のみならず、一般の方においても生活を直撃することは十分承知いたしております。ましてや寒冷地に住む人々にとっては、なおさら深刻な問題であることは言うまでもありません。しかしながら、平成19年度は2,790世帯、平成20年度は2,943世帯あった当時と比べ、現在ではおおむね3,700世帯と当時よりも対象世帯が明らかにふえておりますことから、国もしくは県の補助なしでこの事業を復活させるとなりますと、全額相当の自主財源を要することになります。したがって、現段階では助成することが非常に困難であると考えております。

市といたしましては、現状の灯油の高騰が長期間にわたり過度に継続するようであれば、今後国もしくは県に対して要望を行うことはやぶさかではありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、環境行政についてのご質問の1点目、大湊駅前商店街通りの街灯設置についてであります。商店街街路灯は犯罪の防止と交通の安全を意図する防犯灯と異なり、商店街の街路に設置する照明で、商店を営む方々が会員組織を構成して管理運営を行っている商店街振興のための施設と認識しております。

大湊駅前の商店街通りに設置されていたスズラン灯60基は、協同組合むつ専門店会が昭和52年に設置し、維持管理されていた街路灯であります。設置から30年以上が経過し、支柱の老朽化が激しく危険な状態にあるほか、東北電力から漏電のおそれがあるとの指摘があったことから、新たに街路灯の設置を検討されていたようではありますが、設置費用や維持管理費の負担が難しいと判断し、昨年10月に協同組合むつ専門店会が撤去したと伺っております。

街路灯が撤去されたことにより、町内が暗く、防犯上不安があるとして、大湊新町町内会から防犯灯設置の要望があり、緊急性を要するとの判断から、要望された防犯灯10基のうちLED防犯灯5基を昨年12月に設置し、新年度さらに5基の設置を計画しておりますことから、本定例会に所要の予算を計上し、ご審議をいただいているところでございます。

次に、環境行政についてのご質問の2点目、下北駅のトイレ改善及び駐車場の除雪対策についてのご質問にお答えいたします。現在の下北駅舎は、当市が実施した下北駅前広場整備事業に伴う移転補償によりJR東日本が整備したものであります。その際トイレの設置について、JR東日本盛岡支社と何度も協議を重ねており、駅舎内にトイレをつ

くる場合はあくまでもお客様へのサービスを考慮し、プラットホームからの出入りが基本となることから、市の求めている待合室または外から直接利用する形態はとられないとの回答があり、やむを得ず駅舎から切り離し、単独の屋外トイレを設置したものであります。屋外トイレの整備に当たっては、駅舎からの最短距離、バリアフリー対策等利用者の利便性を十分に考慮しておりますが、今後も利用者の皆様が快適にご利用いただけるよう、日常の維持管理に努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

また、駐車場の除雪につきましては、降雪により市道除雪の指令が出た場合に実施しておりますが、当駐車場は長期間にわたり駐車している車が多いため、駐車場の隅々まで除雪ができない実情にありますことから、駐車スペースが少なくなっているものであります。下北駅前広場の駐車場につきましては、職員が見回りをし、駐車場の状況を確認して、場合によっては即座に委託業者に連絡し対応しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 工藤議員の生活保護基準の引き下げに伴う就業援助適用基準への具体的な影響と対処方針についてのご質問にお答えいたします。

当市で行っております就学援助費支給事業は、生活保護受給中の要保護者に対する就学援助と、もう一つは要保護者に準ずる程度に生活が困窮し、かつ市民税の所得割が非課税である世帯等を対象とした準要保護制度があります。生活保護基準が引き下げになりますと、要保護者に該当しなくなる児童・生徒がふえる可能性はありますが、準要保護の該当基準は生活保護基準の影響を受けないため、そのほとんどが準要保護の対象者とし

て就学援助を受けることができると考えられますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 生活保護基準の引き下げに連動して再質問いたします。

市長答弁にありましたように、厚生労働省の1月31日の資料を見ますと、例えば生活保護基準の見直しに伴い影響が及ぶ他制度ということで、まず個人住民税の非課税限度額、これについてはできる限りその影響が及ばないような対応を検討すると、こうなっています。それから、国民年金の申請免除、これらについても平成26年度以降の税制改正の議論を踏まえて対応を検討すると。それから就学援助制度、これは教育長が答弁されましたが、実質上、その自治体に任せると、こうなっているわけでありまして、まして政府のほうの国会の議論、そういうものを私もいろいろ直接テレビなんかでやりとりしているのを聞きますと、先送り、自治体任せ、最低賃金に至っては対処方針すら示さないのです。こういう状況があるわけですから、具体的な影響を示せと言ってみても、当然今のような答弁になるでしょうと。それは、よくわかりました。

ただ、しかし、冒頭にも言いましたけれども、政府の方針としてあるのは、ことし8月から3年かけて、受給世帯の96%、金額にして670億円は削減しますよと。削減するというのは、先に大前提としてあるわけです。これが今度の国会で予算が通った場合、市が具体的な対応を迫られてくるわけですが、当然のことながら、地方交付税に算入されてくるのか、ただ補助でそれは補ってくるのか、それはこれからだけれども、いずれにしても現段階では先に削減ありきだということになるわけでありまして。

ご承知のように我が市では、生活保護率で平成23年3月現在で県内10市中、青森市に次いで保護

率は高い、下北郡内でも町村部を含めて3番目に保護率が高いということで、この生活保護基準の切り下げがそのままずっと通るということになり、生活保護者のみならず、市の全般的な財政に及ぶ影響といたしますか、関連するそういう方々に対する影響というのは非常に大きいものがあるというふうに考えるものであります。したがって、こういうことも参酌しながら、国に対して、地方に対しては決して負担を寄せるようなことはしないでほしいというような意見を最低市としては申し上げていくべきだなというふうに感じますけれども、これについての認識のほどをお尋ねいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） これから3年間かけて六百数十億削減する、その対象が九十数%というふうな形というふうに私も認識をしております。そこで、国に対してというふうなことでございますけれども、市長会等を通じて、そういうふうな場面が出てくるものだと、このように思います。しかしながら、やはり国会で議論を今進めておりますので、この部分においてはなかなか我々の及ばないところでありますので、御党の国会議員等の方々に積極的に働きかけて、この生活保護基準の見直し、方針が決まっておるわけでございますけれども、この部分に働きかけのほうもまた工藤議員からご発言を発信していただきますようお願い申し上げます。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 市長会を通して、そういう場面が出てくるたびに物を申していくという市長の答弁でありましたので、確認させていただきたいと思っております。

次に、環境行政についてお尋ねいたします。大湊駅前商店街通りの街灯の問題でありますけれども、寂れたといっても商店街です。活気のある文

字どおりの広い明るさ、そういう商店街にすることになれば、果たして昨年5灯、そしてことし5灯、計10灯でいいのかどうかということが心配されるわけですが、この計10灯という設置基準、根拠、あるいはこれでいいのだというそういうものの基準はどこにあるのか、これがあつたら示していただきたいというふうに思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） この街路灯、この部分につきましては、大湊新町町内会のほうからこういうふうな要望書が提出されております。現在スズラン灯による照明は全くなりまして、暗闇の状態だと、電柱が25本ありますと、その10本くらいに設置を要望するというふうな正式な町内会長さんからの要望書が届いております。しかしながら、今ご審査をいただいておりますその5灯のプラス分、合わせて、御議決をいただきますと10本ということになるわけでございますけれども、この部分については、防犯上やはり必要な部分があればそれなりの対応をこれからも進めていく必要があると、このように認識をいたしております。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 町内会のほうでは、かなり遠慮して10灯と少なくしているというふうに思います。要求している中身を聞いていますと、そういうのは切々と感じられます。市長も10灯つけた後の経過を見ながら考える、そういうニュアンスの答弁でありましたので、ぜひともそういう方向で取り組んでいただきたいなというふうに強く要求しておきたいと思っております。

それから、下北駅のトイレの改善の問題であります。これは、JR側といろいろないきさつがあつたということはお聞きしております。そうであっても、今後ともそれでいいのだということではなくて、引き続いて協議していただきたい

と。先ほど壇上で言いましたけれども、本当には
がきが来る、電話は来る、最近本当に多くなっ
ています。ですから、ぜひそういう前向きな協議を
続けてほしいなと、申し入れていってほしいなと
思いますけれども、この点についてお聞かせ願
いたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） この下北駅の駅舎の改築の
部分、これは私この職についてからの建築とい
うふうなことでございました。そして、前の時代に
この部分においてさまざまな交渉がなされたとい
うふうなことを伺っております、先ほど壇上でも
お話をしましたように。JR東日本側が我々の希
望等をなかなか酌み上げてくれるような状況では
ないというふうなこと、その建物の費用すら、本
来一般的な考え方からしますと、これJRさんが
全てつくって、そういうふうな形でやっていくも
のが私の素人的な見方ですと、そうなのではない
かなと、こういうふうに思いますけれども、こち
らから要望しているもの、これがなかなか通らな
かったという経緯があり、現在の形に至ったわけ
でございます。そして、これは万やむを得ずあの
トイレを屋外につくりました。そして、なるべく
雨の当たらないような形でのこの工事も進み、屋
根をかけ、何というのですか、あれは、アーケ
ードではないし、シェルターもつくりまして、ぬれ
ないような形で配慮したつもりでございます。

この部分においては、この私の時代になってから
さまざまな形でシェルターをつくるのか、そして
またバス、タクシーのプールの呼び出しのベル
をつけるのか、そういうふうなことで利用者の利
便性を図ったつもりでありますけれども、前段の
部分で、建設をする段階で、相手側がなかなか理
解をしていただけなかったと、またそういうふう
なことだそうでございますので、JRの駅舎をつ
くる部分、この部分においてはそういうふうな形

のものが、会社にいたしますと方針であるとい
うふうなことで、あの中に例えばコインロッカーも、
そしてまた売店なんかも、案内所なんかも、たし
かそういうふうな形でさまざまな特別委員会も設
置されておまして、そういうふうな中でのご要
望があったように私は記憶しておりますけれど
も、なかなかこの部分においては相手側が応じる
体制をとってくれなかったというふうなのが現実
であります。しかしながら、トイレがああいうふ
うな形で外に立派につくることができましたの
で、あの維持管理については清潔感を持ってもら
うような形での維持管理、これには相努めていき
たいと、このように思っております。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） トイレのいきさつについては、
今お聞きいたしました。

駐車場の問題です。この点については、職員の
皆さんが非常に小まめに現地を確認して、苦勞し
ているようであります。ただし、長期の駐車、
何日も置くのだというふうなことで、非常にそれ
が隘路になっているという話も聞いております。
そこで、長期の駐車はしないでほしいだとかとい
う趣旨の立て看板等でPR、そういうのはされて
いるのでしょうか。そこの現状の点をお聞きした
いと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） あそこの駐車場、最初はも
う手狭でというふうな形で議会でもさまざまご議
論をいただきました、オープンしてから。ところが、
新幹線の七戸十和田駅、これが開通になって
から、平日は隙間が出るようになりました。とこ
ろが、金、土、日、非常にこの部分で駐車台数が
多いというふうなことを私たちも認識をいたして
おります。その部分で除排雪が、車がありますの
で、なかなかきめ細やかな形の中でできないとい
うふうなのが現実でございますので、これはぜひ

とも利用者の方々には長期間のその駐車、これはほかの方々のためにもご遠慮をしていただくようお願いをしたいと、こういうふうに思っておりますけれども、車のその対応策について現在の取り組み等を担当からご説明いたします。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） ただいまの市長答弁に補足いたします。

ただいまかねてから問題になっております駐車台数が不足しているのではないかというご指摘に対しては、継続してその駐車台数の傾向を委託業務を発注することによって、今調査をかけて分析する段階に入っております。どういうことがこれからできて、長期駐車をどういうふうな方法で抑制していけるのかということも含めて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 立て看板を含めて、さまざまな改善方に努力していただきたいということを強く申し述べて質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○議長（山本留義） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

◎菊池光弘議員

○議長（山本留義） 次は、菊池光弘議員の登壇を求めます。23番菊池光弘議員。

（23番 菊池光弘議員登壇）

○23番（菊池光弘） 公明党、公明・政友会の菊池光弘でございます。

昨年12月26日、自民、公明の連立政権が3年3カ月ぶりに復活いたしました。復活してただちに行ったのがおこなっている東日本大震災の復興加速です。復興加速は、自公政権の最重要課題です。東日本大震災の復興を加速するために、復興予算を従来の約19兆円から25兆円に増額したほか、福島再生に向け復興庁や環境省などの国の出先機関を一元化する福島復興再生総局を福島市内に開設しました。被災者の皆様が希望を持てるよう全力で取り組んでいるところでございます。

また、国費10.3兆円の緊急経済対策を盛り込んだ2012年度補正予算が2月26日午後の参議院本会議で自民、公明両党、日本維新の会などの賛成多数で可決成立いたしました。採決では、賛成117票、反対116票と1票差でした。この1票差での可決ではありますが、決められない政治から決められる政治に変わっていく始まりと私は確信いたします。

2012年度補正予算は、金融政策と財政政策、成長戦略の3本の矢でデフレを克服し、国民の雇用や所得の拡大を目指す対策の第1弾、速やかな執行で景気を下支えし、日本経済の再生につなげる。内容は、1、復興・防災、2、成長による富の創出、3、暮らしの安心・地域活性化の重点3分野で構成。国民の命を守る防災・減災ニューディールなど、公明党の考え方や提案が随所に反映されました。復興の加速に向け、震災復興特別交付税を増額し、被災自治体による被災者の住宅再建事業を後押しし、原発事故で避難生活を送る住民の帰還促進支援などを実施する。全国的な防災、減

災対策では、トンネルや橋、道路など、インフラの総点検と維持、補修などの老朽化対策に着手するほか、学校、病院、福祉施設の耐震化も前進。地方自治体の取り組みを財政的に支援する防災・安全交付金と地域の元気臨時交付金を創設した。成長戦略に関連し、人工多能性幹細胞IPS細胞を活用した再生医療の研究開発支援などを推進。中小企業の資金繰りや事業再生の各種支援策、保育所の待機児童解消に向けて保育士の待遇改善を推進するなど、このように公明党の提案が随所に反映された2012年度補正予算を踏まえて、むつ市議会第215回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。市長初め理事者の皆様の誠意ある、しかも前向きな答弁を心からお願いいたします。

今回の一般質問は、1、防災・減災・耐震対策について、2、通学路の安全対策について、以上2点に絞って質問いたします。

質問第1、防災・減災・耐震対策についてお伺いいたします。私は、昨年6月の定例会から公明党が主張する防災・減災ニューディール政策を訴えてまいりました。昨年の6月定例会での一般質問で私は、橋梁長寿命化修繕計画の策定はとの質問で、市長は、むつ市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、市内77カ所の道路橋を来年度から補修、かけかえする方針だとの答弁でした。今回の2012年度補正予算では、防災・安全交付金で5,498億円、内容は地方自治体のインフラ総点検と修繕方針などを実施とあります。また、国管理のインフラ老朽化対策に6,160億円盛り込まれています。補修しなければならない道路橋は、市内77カ所もありますが、まずむつ市橋梁長寿命化修繕計画の進捗状況をお伺いいたします。

次に、学校の耐震化についてお伺いいたします。補正予算では、学校耐震化老朽化対策に3,272億円、内容は全国の公立小中学校の耐震化率を約93%まで向上とあります。この中には、非構造部

材の耐震化も含まれています。前回の定例会で私は、学校の非構造部材の耐震化について質問いたしました。教育部長の答弁では、学校施設の非構造部材において、文部科学省が耐震化を推進しているものに500平方メートル以上の体育館などのつり天井材には第三田名部小学校、奥内小学校、大平小学校、大湊小学校、大平中学校、大湊中学校の6校が該当しているが、耐震化の対象外となっている、また建築基準法の改正等に伴いましては、専門家に調査を依頼し、効率的な改修に努める、また窓ガラスはこれから検討するとの答弁でした。しかし、3月現在では建築基準法が改正されたとの話を聞いておりますが、現在の建築基準法をお伺いいたします。そして、これからの計画をお伺いいたします。

学校は生徒の命を守る、そして避難所となる市民の命を守る大事な場所でございます。先日、ロシアでは隕石が落ち、たくさんの建物のガラスが割れ、大勢の方々けがをしたことは皆様もご承知のとおりでございます。中でも学校のガラスが割れ、生徒の被害が多かったことはご存じでしょうか。学校施設の非構造部材の耐震化は喫緊の課題であると私は考えます。

次に、ことし1月30日の報道で日本海沖マグニチュード7.9の地震発生時、津波高最大11.5メートルとありました。これは、県海岸津波対策検討会が29日、最大クラスの地震が起こす津波を想定し、日本海、津軽海峡、陸奥湾の各沿岸部の津波浸水予測図をまとめたもので、日本海沖でマグニチュード7.9の地震が発生した場合、沿岸一帯が浸水し、最高11.5メートルの津波が押し寄せるとの試算、津軽海峡では東通村、風間浦村の一部で津波高が11メートルを超えると予測しています。むつ市で想定される津波は、津軽海峡に面した大畑地区から関根地区にかけて最大8.3メートル、最も大きい浸水被害が予想されるのは大畑漁港と

大畑川に面した同市大畑町中心部、大畑町漁協は水没、浸水域は大畑川に沿って1キロ近く内陸まで広がる見込み、一帯には津波の指定避難場所の中島児童館や大畑中央保育所が含まれ、大畑橋付近まで浸水するとの予測、近くの大畑庁舎にも及ぶ可能性あり。大畑漁港から東南部の海岸線沿いに広がる正津川地区も集落に被害が出る見込み、海岸線の国道279号が水没し、並行して陸側を走る同バイパスも越えて800メートル内陸まで浸水が及ぶと見られ、正津川小学校付近は2メートルから5メートルの浸水となる予測、浸水はさらに東南部の出戸川、関根地区の国道279号に及び、関根浜港付近は最大6.4メートルの津波が予想されるとの報道でした。これに対して当然市も対策を考えていると思いますが、進捗状況をお伺いいたします。

質問第2、通学路の安全対策についてお伺いいたします。児童が通学路で事故に巻き込まれる事例が相次ぎ、対策が急がれています。事態を重く見た公明党は、通学路の安全確保へ向けた取り組みを強力に推進しています。2012年度補正予算と2013年度予算案のいわゆる15カ月予算には、防災・安全交付金など交通事故から子供を守るための財源が盛り込まれています。

警視庁によると、2011年の通学路での交通事故による小学生の死傷者数は2,500人に上っていました。そして、12月4日には京都府亀岡市で児童らの列に車が突っ込む事故が発生するなど、その後も痛ましい事故が相次いでいます。公明党は、これまでも党を挙げて通学路の総点検に取り組み、危険箇所の改善を求めてきました。通学路をより一層安全なものにしようと亀岡市での事故の直後、事故現場の調査活動を初め関係省庁や交通情報関連の民間事業者、全国交通事故遺族の会などと意見交換を重ね、政府に2度の緊急提言申し入れを行いました。

これを受けて政府は、昨年全国で小学校通学路の緊急点検を行い、ことし1月に約7万5,000カ所で対策が必要と報告しました。このうち2万2,000カ所では既に歩道のカラー舗装など行われ、残りの箇所についても15カ月予算で重点的に対策が講じられる予定です。この取り組みから当市では大平小学校区2カ所が通学路緊急合同点検対策箇所になっています。今回の交付金は、大平小学校区2カ所を自治体が申請して初めて交付されます。ゴールデンウィーク前後に成立して箇所づけする予定です。早目に申請すべきと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

また、通学路緊急合同点検は何カ所あり、ここ大平小学校区2カ所を選択したのでしょうか、理由をお伺いいたします。

最後に、これからの計画をお伺いして壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 菊池光弘議員のご質問にお答えいたします。

まず、防災・減災・耐震対策についての1点目、むつ市橋梁長寿命化修繕計画の進捗状況についてであります。むつ市議会第213回定例会においてお答えしましたとおり、平成22年度から平成23年度の2カ年で市内全ての橋りょうを点検し、その結果に基づき、平成24年度は修繕が必要とされる77カ所の橋りょうについて、むつ市橋梁長寿命化修繕計画を策定したところであります。むつ市における橋りょうの現状であります。架設後50年を経過した橋りょうは、2012年度時点で3橋、今後かけかえ等を実施しなければ10年後の2022年度には26橋となり、30年後の2042年度には63橋、約82%の橋りょうが高齢化を迎えることとなりますが、この経年劣化による寿命のほかむつ市が三方を海に囲まれているという地理的特徴から、塩

害での寿命が挙げられます。

また、下北地方は積雪寒冷地であるため、特に1月、2月期は凍結、融解の繰り返しによる凍雪害などの影響により橋りょうが損傷するものと考えられます。このように経年劣化や損傷を受けた橋りょうを長寿命化修繕計画の基本方針では予防保全型維持管理を中心とした効率的な修繕計画を実施することにより、従来の事後保全型維持管理と比較し、50年間で約27億円のコスト縮減を図ることが可能であるとの試算が示されたところであります。この橋梁長寿命化修繕計画をもとに優先順位を決めて、平成25年度から橋りょうの修繕、かけかえを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

また、以上申し述べました計画の詳しい内容につきましては、市のホームページに掲載する予定となっておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

なお、ご質問の2点目、学校の耐震化につきましては、教育委員会から答弁をいたします。

次に、3点目の津波安全対策についてであります。東日本大震災から得た知見をもとに市がこれまで実施してまいりました津波対策といたしましては、沿岸部を中心としたバス停及び避難所へ海拔表示標識を設置したほか、昨年3月には津軽海峡沿岸部と陸奥湾沿岸部にお住まいの住民を対象とした津波避難情報伝達訓練を実施しております。この訓練は、津波発生のおそれがある場合に、住民自らがどのように行動すべきかを考えて、実際に体験していただくことを主眼に実施したものであります。また、大畑地区で開催しました今年度のむつ市総合防災訓練では、住民避難に町内会を初め地域の民生委員、児童委員や消防団に加わっていただき、要介護者への対応や避難誘導の役割を担っていただいたところであり、今後の防災訓練においても共助の精神を醸成してまいりたい

と考えております。

また、新たなものとしたしましては、県が主導で実施している防災公共推進計画の一つとして、平成25年度には下北地域県民局と市町村が協議しながら、津波避難計画の策定に取り組む予定としております。この計画は、1月下旬に示された津波浸水想定に基づき、市内全域についての避難対象地域の指定、避難困難地域の検討、避難目標地点の設定、最適な避難経路、避難場所の確保対策などを行い、津波到達の前までに避難を完了させることを目的としております。いずれにいたしましても、津波浸水想定区域内外にかかわらず、地震後には津波が襲ってくるということを念頭に置いて、自らが率先して逃げるという意識を市民一人一人が持つことが重要となります。

去る3月11日発行の市政だよりで津波警報の発表方法の変更についてお知らせしておりますが、地震発生後においては、津波情報等に留意し、高台への避難と身の安全を確保するという意識づけについても定着させることができるよう、津波に対する市民の防災意識の向上にも努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、通学路の安全対策についてのご質問にお答えいたします。通学路における緊急合同点検につきましては、菊池光弘議員ご指摘のとおり、平成24年4月に京都府亀岡市で発生した登下校中の児童等の列に自動車が入り込む事故を初め、登下校中の児童などが死傷する事故が連続して発生したことにより、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、全国の公立小学校及び公立特別支援学校小学部の通学路について、交通安全の確保に向けた緊急合同点検が実施されることとなり、むつ市においても昨年10月に関係機関合同で大平小学校区2カ所と大畑小学校区2カ所の点検を実施した結果、対策が必要となった道路の外側線の

引き直しや、カラー舗装などを平成25年度において実施することになったものであります。

この安全対策に防災・安全交付金を活用すべきとのことですが、これは国の平成24年度補正予算の成立に合わせ、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策及び事前防災・減災対策の取り組みなどを支援するため創設されたもので、通学路の交通安全対策が対象事業の一つとなっているものであります。今回実施予定の外側線の引き直しなどは、従来から特定交通安全対策特別交付金による交通安全事業で行われており、平成25年度においても、この事業で実施する予定となっております。今後さらなる安全対策が必要となった場合は、その事業内容により防災・安全交付金の活用を検討したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

緊急合同点検箇所数と選定の理由について及び今後の対策につきましては、教育委員会から答弁いたします。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 菊池光弘議員のご質問にお答えします。

まず、防災・減災・耐震対策に係る学校の耐震化のご質問につきましては、教育部長より答弁させていただきます。

それでは、通学路における緊急合同点検箇所数と選定の理由についてお答えします。先ほどの市長答弁にもありましたように、当教育委員会では、文部科学省から示された通学路における緊急合同点検等実施要領に基づき、市内全小・中学校に対し、危険箇所の抽出を依頼したところ、合計56カ所の危険箇所が指摘されました。この56カ所について、教育委員会、市建設部土木課、民生部環境政策課、庁舎担当課が対策について協議した結果、現地の状況の確認が不可欠であり、かつ警察当局

の意見聴取が必要と判断された大平小学校区2カ所と大畑小学校区2カ所の計4カ所について、むつ警察署交通課、学校関係者にも参加いただいて合同点検を実施したところであります。

次に、今後の安全対策についてお答えします。各小・中学校においては、児童・生徒の交通事故防止のため交通安全教育に取り組んでおります。警察官等を講師とした交通安全教室の実施、全国交通安全週間に合わせた指導のほか、日常の安全指導として交通ルールの遵守、自転車の乗り方など交通安全に関する指導をしております。教育委員会といたしましても、児童・生徒への安全指導の徹底が図られるよう、各学校に対し、より一層指導を強化してまいりたいと考えております。

また、具体的に各校から挙げられた56の危険箇所については、それぞれの場所の状況に応じた対策が必要であります。県が管理する道路であるため、県への要望が必要な箇所、市による対策が可能な箇所、所有者への依頼が必要な箇所など、状況に応じた対策を講じております。特に市による対策が可能な箇所については、担当課により破損箇所の補修や転落防止柵の設置、通行の障害になっている草木の刈り取りなどが既に行われております。また、議員ご指摘のカラー舗装や外側線の引き直し等の対策は、来年度実施する予定となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、先ほどの答弁の中で訂正がございますので、よろしくお願ひしたいと思います。「緊急合同点検等実施要領に基づき市内全小・中学校に対し、危険箇所の抽出を依頼した」と申し述べましたけれども、「市内全小学校に対して」ということで訂正をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齊藤秀人） 防災・減災・耐震対策についてのご質問で教育委員会が所管いたします学

校施設に係る部分についてお答えいたします。

学校施設の非構造部材耐震化について、むつ市議会第214回定例会において500平方メートル以上の体育館等のつり天井材、照明器具、外装材の落下防止及び家具の転倒防止について該当のない旨をお答えしたところでございます。現在建築基準法の改正等も行われておりませんので、法律の改正に伴いまして専門家に調査を依頼し、必要な改修に努める所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

窓ガラスの飛散防止対策につきましては、今年度完成いたしました第三田名部小学校において、外部に面する窓ガラスの部屋側の面に飛散防止フィルムを張りつけております。また、教室に出入りするドアにつきましては、第二田名部小学校と近川中学校においてガラスからアクリル板に入れかえて安全を確保しております。今後は、建築基準法等の改正に伴いまして、効率的な方法を見きわめつつ整備を検討していく考えでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） ありがとうございます。

まず初めに、むつ市橋梁長寿命化修繕計画については、補修、かけかえしなければならない道路橋が77カ所もあり、もう今計画しているところがありますので、進めていってほしいと思います。

次に、先日中学校、小学校の卒業式に参加させていただきました。小学校の卒業式では、卒業する生徒、そして送る生徒、みんなが一生懸命式典に参加している姿に感動し、涙が出る場面も多々ありました。本当に素晴らしい卒業式でした。そういう中、もしここで大きな地震が起きて、電気が上から落ち、ガラスが割れたら大惨事では済まないと思う自分がいました。かわいい生徒には絶対けがをさせてはいけない、一日も早くむつ

市は小学校、中学校の耐震化は100%だと胸を張って言えるようにしていただきたいと思います。

大阪市では、全公立小・中学校の窓ガラスにガラスが割れても周りに散らばらないように、もうフィルムを張っています。全部の小・中学校です。そういう事例もありますので、やはり一番学校でも考えなければならないものは安全安心と私は考えます。

次の質問に行きます。津波安全対策についてですけれども、先ごろ気象庁は、新しい津波警報の運用を開始しました。新しい津波警報では、地震の規模がマグニチュード8を超える巨大地震の場合、予想される津波の高さを数値ではなく「巨大」そして「高い」という表現で発表し、非常事態であることを伝えるように改めました。観測された津波の高さも、その後に高い津波が来るおそれがある場合には、「観測中」と発表することになりました。これは、危険が迫っていることをわかりやすく伝えることが最優先と気象庁は考えるわけです。

これを踏まえて質問ですけれども、大畑町中心部、大畑漁港は水没、大畑川に沿って1キロ近く内陸まで浸水とありました。大畑地区の住民は、今この予測されていることに対して、やはり危機感を持っています。大畑地区住民は、今津波警報が「巨大」と発表されたらどこに逃げるのが一番安全な場所なのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） お答えいたします。

大畑地区、1月末に発表されました津波浸水予測図では、市街地、結構な範囲で浸水が予測されております。大畑地区は低地の部分が多いものですから、なるべく高い場所へというようなことで、地震が来たら、津波に備えて逃げるというような気持ちで、まずは高い場所へ逃げていただくというようなことが第一義なのかと思います。具体的

にどことかというようなことではなくて、少しでも高いところへ避難していただくのがよろしいかと思えます。よろしく願います。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 今大畑地区は、本当に高い場所まで時間がかかります、逃げたとしても。上野に住んでいるある方は、「ここから3分以内にどこか逃げればいいの」というふうに言われています。あさひな公園とか、ああいう山のほうに逃げるには、その近くの人だったら登れる可能性はありますけれども、平地が多い大畑、また正津川、そういうところの人のためにも、やはりその逃げる場所も一つつくっておかなければならないものが、今のこの津波予測されたこの時代でつくらなければならなくなってきたのではないのでしょうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 県のほうで発表しました津波浸水予測図によりますと、第1波が観測されるのが地震発生後二十数分というようなことで、最大波が50分前後というような予測がされております。確かにすぐ来る可能性もございますけれども、時間的にはそういう部分がございます。なるべくこの時間を利用して高台のほうへ移動していただければと思っております。

具体的にその施設について云々というようなことにつきましては、大畑小学校とか3階以上の建物があるところが少ないというようなこともございますので、今後精査してまいりますけれども、そういう部分の活用も当然考えていかなければならないと思っております。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） ありがとうございます。少し計画を立ててもらえれば助かります。

次も津波安全対策についてですけれども、先ほど壇上から説明いたしましたとおり、関根浜から

鳥沢、正津川、大畑までの海岸線を走る国道279号は水没し、通れなくなる予想です。そして、国道279号大畑バイパスよりももっと高台に行かなければ安心とは言えない状況のものであります。そこで、関根浜から鳥沢にかけて、この海岸沿いの国道279号からバイパスに抜ける道は3本あります。ここは、3本とも舗装してきれいな避難道路になっております。しかし、正津川から大畑方面にかけては、バイパスに抜ける道路が2本。二、三本あるのですが、2本使われているみたいですが、そこは本当に1つは草がぼうぼうで、農道ということもあって手もかけられていない、車も通れない状況にあります。またもう一カ所は、車は通れますけれども、でこぼこ道になっています。これは、正津川住民からの強い要望でありますけれども、この2カ所の道路を津波安全対策の一環として避難道路と認定すべきと私は考えますが、ご所見をお伺いいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 議員からご提言の道路は、未舗装部分は農道となっております。優婆寺から上がる道路でございますけれども、地域住民にとっては生活道路としてだけでなく、避難道路としての役割を持っておりますことから、当市では積雪の状況を見ながら冬期間に1回から2回程程度の除雪を行っているところでございます。

関根から大畑地区の津軽海峡沿岸地域は、広い範囲にわたりまして津波の浸水被害が懸念されておまして、住民の避難は大畑バイパスより高い場所が最も適切であると考えておりますけれども、沿岸地域から大畑バイパスへ通じる道路は、議員からお話のありました道路に限らずに、市道以外は未整備の道路が多い状況でございます。津軽海峡沿いからバイパス方面へ抜ける避難路につきましては、幾つかの候補に絞りながら検討しておりますけれども、市道以外の通路もでございます。

緊急時の避難路として指定することについては、地権者等からご理解をいただくことも含めて進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） ありがとうございます。何とか検討していただきたいと思います。

次に、通学路の安全対策についてですけれども、通学路の安全対策は、いろいろ市でも検討していますけれども、答えは1つとは言えません。幾つもの安全対策があってもおかしくありません。そういう中で、ある新聞の市民からの投稿欄で見つけた記事を紹介したいと思います。「子供の安全を地域で守ろう。平日の夕方、私たちの地域に町内放送が流れた。よく聞いてみると、小学生の声だった。内容は、今から自分たち小学生が下校するので、地域住民の皆さんに安全を見守ってほしいということと、日ごろの感謝の言葉が添えられたものだった。警察庁によると、全国の交通事故調査では、15歳以下の交通事故の死者は過去5年間で558人、そのうち歩行中の死者は239人となっている。これらの事故を防ぐためには、自動車の安全運転や子供たち自身の安全確認や意識も大切だが、地域住民による見守りなど温かい目も必要ではないだろうか。特に小学生の安全に気を配れば、子供たちには見えない死角や危険に近づくことができる。さらに、不審者から小学生を守るのも私たちの義務だと思う。そのためにも、このような小学生の活動を全国的に実施し、子供たちを守る安全安心の地域をふやして行ってほしい」という投稿がありました。これは、東京都東大和市の女子高生からの投稿でした。この女子高生からのメッセージをむつ市から広めていく、そういう心はないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 地域住民で子供たちを守る

というふうなこと、この取り組みはかなり進んでいるのではないかと、私はこういうふうに思います。交通指導隊の方々、そしてまた町内会の方々が、朝も7時ごろからそれぞれの交通量の多いところに立って、子供たちの通学指導をしたり、そしてまた下校時もかなりの部分で交通指導隊、町内会の方々も黄色いジャンパーとかそういうふうなことで着用して、登下校時の指導をしていただいて、交通安全そしてまた防犯ということでの見守りの部分、これはかなり進んでいる地域なのではないかなと、こういうふうに私は感じております。その中で放送すればという、放送だけ捉えていきますと、これはまたそれぞれの町内会、また子供たちの自主的なものに委ねることしかできないのではないかと、私はそういうふうに思います。私もかつて住んでおりました町内会では、もう夕方、例えば4時、5時ごろになりますとチャイムを鳴らして、もうとにかく、これ交通安全に特化はしていませんけれども、たしかこういうふうな放送が入ったと思います。「大湊浜町子ども会です。もう5時になりました。おうちに帰りましょう。帰るときには車に気をつけて帰りましょう」と、こういうふうな形で、子供たちがその放送機器のところに鍵を持って行って放送をしていた時代がございました。そのときは、子供たちが非常に多い時代でございましたので、子供たちがローテーションを組んで、その町内会、また学校の中でローテーションを組んでおりましたけれども、最後、本当に今からもう15年くらい前になりますか、そのころになりますと、子供たちの数が少なくなってきた、今度大人がさまざまな形でその放送に参加していったというふうなこと、そういうふうなことを考えますと、それは町内会の自主的な活動として、また学校それぞれのPTAの活動としては、これは非常にいい効果が出るものと期待を寄せることはできますけれども、それぞれの

活動にお任せをしたいなど、こういうふうな思いでございます。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、菊池光弘議員の質問を終わります。

ここで、午後1時55分まで暫時休憩いたします。

午後 1時45分 休憩

午後 1時55分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎濱田栄子議員

○議長（山本留義） 次は、濱田栄子議員の登壇を求めます。13番濱田栄子議員。

（13番 濱田栄子議員登壇）

○13番（濱田栄子） むつ市議会第215回定例会におきまして、通告に従い一般質問をさせていただきます。新生むつの濱田栄子でございます。よろしくお願いいたします。

3月に入り、卒業式の時節を迎え、小学校数校を残し、大方の小・中・高等学校において卒業式が無事終了されたことと思われまます。卒業生の皆様には、心よりお祝い申し上げます。

地元であります田名部高校大畑校舎におきましても、感動的な卒業式が行われました。今年から生徒募集は停止となり、2年後の閉校が決定されております。英語科でも工業高校でもない大畑校舎ではありますが、熱意ある先生方のご指導のもと、英検、危険物、情報処理等の資格取得に力を注ぎ、実社会に強い人材を輩出してまいりました。

また、校内で30名以上の生徒さんで組織するボランティア団体は、国道279号、7,800メートルの

桜の開花に合わせて行われる来さまい大畑桜ロードさくらまつりや、むつ下北の一大イベントの一つに成長しました6月大畑魚市場内で開催されます海峡サーモン祭り、そして10月、紅葉の時期に合わせて行われる薬研紅葉まつりなど、地域で行われるイベントの大きな戦力であります。

また、教頭先生と先生を中心とした読み聞かせグループも幼稚園、保育園、そして小学校の子供たちの夢を大きく膨らませてきました。また、JRCも地域に密着した活動をし、高い評価を得ております。大畑校舎閉校は、大畑地域にとって大きな痛手となることは間違いなく、今後の利活用が期待されるところでございます。

また、既に決定済みのこととはいえ、来年度の新入生募集停止に伴い、大畑地域のみならず、15歳の厳しい春を迎えられた中学3年生が多かったのではないかと案じているところでございます。今後は、ピンチをチャンスと捉え、これからの社会に望まれる技術や国家資格取得のための講座の開設、若い方たちのためのより専門的な社会教育の機会を設けるなど、息の長い人材育成が必要ではないかと思っているところであります。

また、宮下市長のキャッチフレーズに「こどもは地域のたからもの」、「日本のむつ市から世界のむつ市へ」という言葉がでございます。そして、先週安倍首相もまたTPP交渉参加を表明されました。1次産業を基幹産業とする当地域にとりましても、さまざまな影響が予想されます。むつ市が全国に、そして世界に打って出るためには、人材も全国レベル、世界レベルに育成しなければなりません。今議会は、人材育成の基礎となる義務教育について3点お伺いいたします。

1点目の学力向上についてであります。平成25年1月に提出されましたむつ市教育プラン後期計画によりますと、小学生の成績は県平均を若干上回っているものの、中学生においては上昇傾向

にありながらも、まだ平均値に至っていないのが現状であります。青森県内のレベルはおおよそ理解いたしました。全国レベルではどのような状況にあるのかお知らせください。また、トップクラスとの学校とはどれくらい差があるのかもお知らせください。

2点目の不登校の対策についてお伺いいたします。むつ市教育プランの資料によりますと、不登校児童は小学校では13校中12名、中学校では9校中80名と上昇傾向にあります。思春期に入る中学生の教育は難しく、先生方も大変ご苦労されていることと思われま。不登校について、どのような対策がなされているのか。また、これも全国的な数字に比べてどのような傾向にあるのかお知らせください。

3点目の防災時における避難路の指導についてご質問いたします。人々の生活を一変させた東日本大震災から2年が過ぎました。復興はいつまでかかるのか、いまだ見通しがつかない状況にあります。被災された皆様に、一日でも早く平穏な日々が訪れますことをお祈り申し上げます。

災害時に学校現場において命の明暗を大きく分けたのが避難路の選択でありました。海拔が低く、海に近い学校では、特に指導を徹底しなければならないと思っております。新たな防災計画の中で学校の避難路の指導や整備に関して徹底されているのかお伺いいたします。

以上、3点につきまして、教育委員会委員長、市長にお伺いいたします。壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 濱田栄子議員の義務教育についてのご質問につきましては、教育委員会から答弁をいたします。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 濱田議員の学力向上についてのご質問に、まずお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、学力向上は当市におきまして喫緊の課題であり、平成19年度に策定いたしましたむつ市教育プランにおきましても、重点目標として掲げております。むつ市教育プランが策定されてから5年がたち、学力面での成果と課題が見えてまいりました。

まず、ご質問の1点目、むつ市の児童・生徒の学力のレベルは全国と平均するとどうなるのかについてご説明申し上げます。学力とは、単なる知識の量やテストの点数ではなく、習得した知識、技能を実生活の中で活用できる力も含まれるため、断定はできませんが、1つの指標として、小学校5年生と中学校2年生が対象の青森県学習状況調査や、小学校6年生と中学校3年生が対象の全国学力・学習状況調査などの平均通過率という数値の物差しを使って説明をいたします。ちなみに、通過率と申しますのは、問題の総正答数を問題の総解答数で割ったものでございます。

まず、青森県学習状況調査では、小学校におきまして、平成23年度に初めて全ての教科において県の平均通過率を超え、平成24年度も算数、理科において県平均を超えております。中学校におきましては、平成21年度より、各教科とも上昇傾向にあり、平成23年度までは県との差を詰めてきておりましたが、平成24年度、再び県平均通過率との差が開きました。小学校とは違い、数学、理科の落ち込みが顕著であり、今後の課題として注視しております。

次に、平成19年度から始まりました全国学力・学習状況調査結果の推移についてご説明申し上げます。この調査は、平成19年度から平成21年度までは、小学校6年生及び中学校3年生の全てが対象となっておりましたが、平成22年度、平成24年

度は抽出方式によって行われました。内容に関しては、知識に関するA問題と、活用に関するB問題が出題されております。むつ市は、当初より小学生の学力が国の平均通過率を上回っていましたが、特に平成24年度には全国的にも上位とされる青森県の平均通過率も上回っております。

中学校におきましても、平成19年度全国平均通過率を100%としたときに、国語Aでは98.7%から、平成24年度には101.2%に、国語Bでは94.4%から100.3%へと伸びております。数学Aでは、平成19年度には91.5%だったものが、平成24年度には99%、数学Bでは89.3%から95.1%へと伸び、この5年間で全国平均まであと一步というところまで来ております。中学校3年生に限って言えば、全国との比較の中で決して低いわけではないと認識しております。しかし、中学校2年生の学力調査結果を見ると、全国とは比較ができないものの、青森県との差が依然としてあることは事実であります。

青森県学習状況調査における中学校2年生の調査問題は、中学校1年生の学習内容がおよそ7割以上を占めており、学習環境が大きく変わるこの時期の学習指導が一つの分岐点として重要な位置を占めるものと考えております。むつ市教育プランは、この部分に注目し、小中一貫教育を基本とした計画を進めているところでございます。

次に、ご質問の2点目、これまでの取り組みと成果についてご説明申し上げます。学力向上を推し進めるために、これまで市として取り組んできたものは、次の4点に集約されます。

1つは、各種学習状況調査の結果分析とその課題解決に資する授業改善のための研究授業の実施です。学習状況調査に関しては、むつ市総合学力調査、全国学力・学習状況調査、そして青森県学習状況調査を中心に分析を行っております。今年度は、このような分析結果を踏まえて、基礎基本

の確実な定着と、思考力、判断力、表現力の育成を図る目的で活用問題集も作成いたしました。

2つ目は、小中一貫教育における中期の指導の充実を図るために取り入れた中期学級担任連絡協議会の設置や乗り入れ授業の実施及び教科9カ年指導計画の作成、活用であります。

3つ目は、児童・生徒一人一人にきめ細かい指導対応ができるための人的支援であるスクールサポーターの配置や、教育相談支援員の配置、さらに乗り入れ授業や小学校における高学年一部教科担任制の円滑な導入を図るための小中一貫教育学習支援員の配置です。

4つ目は、むつ市教育研修センターにおける各教科ごとの授業づくり講座の開設です。この講座では、小中連携の推進や弘前大学教育学部との連携による講演、演習等を実施することで、教員の指導力の向上を目指しております。このような取り組みによって、小学校では一定の成果が上がっているものと判断する一方、中学校においては、さらに取り組みを充実させる必要があると考えております。

平成23年度には、小学校、そして平成24年度には中学校が新しい学習指導要領が完全に実施されました。ゆとり教育や詰め込み教育という言葉に惑わされることなく、生きる力を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力などの育成を図っていくことが求められております。当市におきましても、小中一貫教育を通して、知、徳、体の調和のとれた人間性豊かな児童・生徒の実現を図り、これからの社会において必要となる生きる力を子供たちに身につけさせることが大切と考えております。

今後は、むつ市教育プラン後期計画に基づき、小中一貫教育において、9カ年を見通した系統的な学習指導により、当市の児童・生徒のさらなる学力の向上に努めていくこととしておりますの

で、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、不登校についてのご質問にお答えします。議員ご指摘の不登校の問題は、将来を担う子供たちの健全な育成のためには解決しなければならない極めて重要な課題であり、教育委員会といたしましても、学校と連携を密にしながら、この課題解決のために日々努力しているところであります。

まず、当市における不登校児童・生徒の状況についてご説明申し上げます。平成13年度から平成22年度までの10年間において、病気や経済的な理由などを除いた年間30日以上を欠席した不登校児童・生徒数は、小学校では毎年15名前後で推移し、中学校では60名から80名の間で推移しております。青森県の発生率と比べると、むつ市はその1.5倍から2倍と高くなっているのが現状であります。昨年度、30日以上欠席した小学生の不登校は12名で、平成22年度と比べ9名の減、中学生の不登校は80名で、平成22年度と比べ1名の増となっております。今年度2学期までの小学生の不登校は6名で、平成23年度と比べ6名の減、中学生の不登校は53名で平成23年度と比べ27名の減となっており、今年度は減少傾向に転じております。中学生に関しましては、昨年度と比べかなり下回っている状況にあり、これまでの不登校に対するさまざまな取り組みの成果がようやくあらわれてきたものと考えております。

続きまして、不登校問題の対策についてお答えいたします。児童・生徒の不登校の原因といたしましては、生活や学習に対する悩みや不安によるもの、集団生活にうまく適応できないもの、児童・生徒の精神的発達にかかわるものなどが複雑に絡み合っている状況にあり、その原因を容易につかみ切れないのが実際のところであります。したがって、不登校の状態から登校できるようになるまでには相当の時間を要するケースが多く、

学級担任のみならず、養護教諭を含め学校全体の課題として捉え、組織的、継続的に対応することが求められているところであります。

そこで、学校では教室に入れない児童・生徒に対しては、保健室や保健室以外の空き教室で学習等の教育活動を行い、本人の要望に沿って、いつでも学級との橋渡しができるよう対応しております。あわせて学級担任を初めとする教職員が地道な家庭訪問を継続し、児童・生徒の悩みや訴えに真摯に耳を傾け、児童・生徒や保護者に誠心誠意対応しております。

また、学校以外の機関といたしましては、当教育研修センターの教育相談室に教育相談員や相談支援員を常駐させ、児童・生徒本人ばかりでなく、保護者や家族、あるいは学級担任や生徒指導担当者との相談の場として活用できるようにしております。加えて、学校及び家庭の要望があれば、相談支援員が家庭訪問し、相談の場を設け、学校へ行けない不登校児童・生徒の対応に努力しているところであります。

さらに、学校教職員以外にスクールカウンセラーを配置したことで、各学校へのサポート体制が確立され、年々その成果があらわれてきているところであります。教育委員会といたしましては、各学校には日ごろから生徒指導体制の整備とあわせ、不登校の未然防止のために生徒指導検査Q-Uを活用いただくなど、悩みや問題を抱える子供の早期発見、早期対応に万全を期すとともに、教職員の資質向上を図るための研修を実施するよう引き続き指導してまいりたいと考えております。

また、子供たちの不登校を初めとするさまざまな不適應の予兆を見逃さないために、学校と家庭、地域、教育委員会を含めた関係機関との協力、連携強化を図り、不登校の予防対策に取り組んでまいりますので、何とぞ議員のご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、災害時における避難路の指導についてのご質問にお答えします。教育委員会といたしましては、2年前の東日本大震災を教訓に、防災マニュアルの大幅な見直しを行い、市内各小・中学校における災害時の基本的な行動について周知しております。また、各学校におきましても、それぞれの立地条件や校舎の構造に合わせて独自の避難計画を作成し、随時避難訓練を行っているところであります。

特に津波による災害に関してですが、海に近く海拔が低い地域に立地している正津川小学校においては、消防団、警察等の指導のもと、あらかじめ高台の避難場所を定め、在校時のみならず、災害時にはその場所に集合するよう各家庭にも周知し、迅速に避難を行う訓練もなされております。また、奥内小学校においては、奥内地区の自主防災組織と連携した合同の避難訓練が予定されているなど、防災意識の高揚を図るさまざまな取り組みが行われております。

震災から2年が経過し、この間各被災地域における住民避難や災害の状況等について、さまざまな報告がなされてきております。教育委員会といたしましても、それらの事例を検証した上で、災害対応マニュアルを随時見直しするとともに、災害はいつ発生するかわからないことを常に念頭に置き、安全かつ迅速に避難できる経路について必要な対策をとってまいりたいと存じます。

児童・生徒に対しましては、各学校における避難訓練を通して、避難経路の周知を図るのはもちろんのこと、自分の命を守ることが最も大切であることを強く認識させ、災害時においていかにして安全な場所に避難できるか、自らも判断する力を養っていけるよう指導してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） まず、学力向上ですが、むつ

市教育委員会で見られましたむつ市教育プラン後期計画を見まして、このグラフを見まして、私もびっくりいたしました。小学生では、まあまあ県レベルではありましたが、中学生、平成23年度ですが、マイナス3.9という数字が出ておりましたので、これは大変なことだなと思いました。

また、このグラフの書き方ですけれども、これは書く都合でこのようにしたと思うのですけれども、小学校の場合と中学校の場合のメモリの上が違っております。やはりグラフというのは、一目見てすぐわかるように書くのがグラフではないかなと思いますので、その辺のところを配慮していただければと思います。教育長、どう思いますか、このグラフにつきまして。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） むつ市教育プランの後期計画の3ページでございますね。このグラフを一見して、小学校の場合はマイナス3.5からプラスの1.5まで、そして中学校におきましてはマイナス9からゼロまでということで、これが統一されていないということですが、統一をしますと、中学校における下がっている状況が、少し圧縮されて、現実の状況を正しく把握できないのではないかとといったようなことで、このように、より中学校の落ち込みがわかりやすいようにというふうに配慮したものでありますが、今の議員のお話も踏まえて、今後また検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 中学校2年生では大分数値は低かったようですが、3年生はもう全国レベルに近いものがあるということですので、これからの教育委員会にとってもご期待申し上げます。

それから、不登校問題ですけれども、今回52名で、グラフによりますと平成23年度では80名ほど

出ておりますが、昨年度は52名という今報告がありました。52名の人材がうちで眠っていると思うと、とても苦しく思います。私の周りでも不登校の方がいらっしゃいますけれども、なかなか担任の先生も忙しくて訪問できないということが多くあります。ですから、何とかこの不登校は、まずは発生させないということが大きい問題なのではないかなと思っております。休みが長くなってきますと、授業のおくれと、それから何となく仲間との心のずれが生じて、それが長期化してくるといのが不登校ではないかなと思います。

不登校の方からお話を聞いたときに、何が原因かといいますと、本当にちょっとしたきっかけだったりするのです。ですから、やっぱり1日休んだとき、2日休んだときの対応がとても大切になります。

多分担任の先生は、クラスを持ちながらとても大変な対応だと思います。ですので、何とか人材を多く配置して、各学校にまずは5名以上は平均して、中学校であれば、平均です、ない学校も多分あると思います。ですから、中学校9校ですので、52名ということは、もう6名以上の不登校がいるということになるのです。やっぱりもう一人一人を大切にしていきたいという思いがあります。もちろん私たち家庭が本当に学ぶ姿勢で学校に送り出すというのが本来の学校へお願いする形なのですけれども、なかなか家庭環境が皆さん心安らかに送れる状況でないということもあります。

私も社会の背景というのがどうなのかなということで、ちょっと職業安定所にもお電話して有効求人倍率等を調べてみました。1月末ですけども、0.45だそうです。10の方が仕事を探しに行っても4人か5人の仕事があるという状況だそうです。これは、青森県としては全国で約43位か44位の中を行ったり来たりしている。そして、その県

内の中でもこのむつ市は低いほうだというお話をなさっていました。短命県のトップクラスとか、さまざまな状況を比べますと、子供たちが夢を持ちにくい状況にあるのかなということをちょっと心配したりしますので、まずこの学力について市長にお伺いいたします。

今教育委員会、その学力、今ちょっと上昇傾向にはありますけれども、この学力の問題というのは、学校や教育委員会だけの責任と考えますでしょうか、市長にお伺いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 午前中も議論されたところでありますので、学力等々、また学校経営等々につきましても、私はこの場での発言は差し控えさせていただきますと、こういうふうに思いますが、気持ちは、うちの子供たちというふうなことで、私はむつ市のこどもは地域のたからものというふうなことは十分お話をさせていただいておりますし、その部分においては教育委員会は学校教育その部分、そして社会教育、そういうふうなものもお願いをしておりますので、私は教育委員会の力量に信頼を寄せているものでございます。その点でご理解をいただきたいと、こう思います。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） ありがとうございます。やはり今学力が若干上昇傾向にあるというお話ですけれども、それは市長も「こどもは地域のたからもの」、そして夢を育むと、いろいろな施策をなさってきたことも少しは貢献しているのではないかなと私も思っているところでございます。教育委員会には本当に、離婚率が高くなっているとか、家庭環境さまざまですけれども、どの子も平等に夢を持てるような教育に力を注いでいただきたいと思っておりますので、その辺をよろしくお伺いいたします。

また、不登校問題につきましても、やはり一人

一人を大切に、もちろん先ほど教育長がおっしゃったように、不登校の原因はさまざまでございます。ただ、私も不登校の子供さんと何人か接してきましたけれども、中学校に1カ月しか行かない子供さんでも、やはり対応の仕方で大検を取り、大学に行って、今一般の企業で働いている方もいらっしゃいますし、またそのまま引きこもってしまったという方もございます。ちょっとしたきっかけや、ちょっとした体験が一つの社会へ出るきっかけになるものだと思いますので、その辺をよろしくお願いいたします。

それから、不登校に関しましては、休み始めの1日、2日を、どうぞ先生方に力ある限り家庭訪問して、長期にならないように、何とかお願いしたいと思います。

次に、避難路ですけれども、皆さんも報道で避難路によって大きく子供たちの命が失われた学校と、また助かった学校があることはご存じのことだと思います。もちろん耐震やさまざまな物質的なハードの面は徐々にこれはやっていかなければならないと思いますが、今すぐできることは、まずは逃げるということを徹底して子供たちに教え込ませて、その避難路をきちんと整備するということだと思います。

小学校高学年になりますと、大体学校にもなれて、てんでんこといっても、てんでんこに逃げられる子供たちも多いと思いますけれども、やはり新入生、低学年は先生の誘導に従って、はしごのないところははしごも必要であろうかと思えます。先般県の防災計画の中にも、特に先ほども霊池光弘議員からお話がありましたけれども、海辺に面した学校に関しては、避難路をきちんと整備することが必要ということをおっしゃっております。大畑小学校のほうから何か要望等は出ておりませんか。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齊藤秀人） 大畑小学校の要望ということなのですが、多分議員がおっしゃっているのは、平成23年の12月からだと思いますけれども、大畑小学校に県知事が見えまして、県知事とそのお話をする機会があった中で、児童からの要望ということで、そのような趣旨の発言があったということで、それについては我々も承っております。県及び関係部局とは話は進めてございます。

具体的には、いわゆる大畑小学校の校庭から避難用の階段につきまして、教育委員会と建設部でその設置について検討した経緯がございます。その中で、まず大畑小学校の校庭ののり面、これは非常に傾斜が急であるということと、いわゆる校庭とその近くの高台との高低差が大きいなどから、仮に避難路として階段を設けた場合ですけれども、まず途中に踊り場を設けたりしなければいけないだろうと、また階段ですので、避難者が途中で転倒して将棋倒しという、いわゆる二次的な被害が出てくるのではないかなというところが非常に懸念されました。そのような重大な事故を招くおそれがあることから、ここの階段についてはなかなか設置は困難であると判断してございます。しかしながら、今おっしゃったように、それこそ大畑小学校の子供たちが安全に避難する場合はですけれども、この場合ですけれども、校舎の北側、海側でございますけれども、市道を利用することになります。この市道が今道幅が狭いという状況がありましたので、歩行者の安全の確保のため、今年度グレーチング構造の歩道設置を行ってございます。これも先月、2月下旬には完成したところでございますので、これからはこれを利用した形の避難訓練とかをお願いしていきたいなと思ってございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） ありがとうございます。まず、安全のご指導は徹底していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、先ほど1つ言い忘れました。子供たちが中学校に行くと成績が下がってしまう中1ギャップということを教育長はよくおっしゃいますけれども、中学校に行きますと、やっぱり小学校のときと違って子供たちは大人の世界が少しずつ見えてきます。そして、何となく小学校で持ってきた夢や希望が少し薄らいできたり、諦めかけてきたりする場合もあるのではないかなと思っております。ですから、小学校で持ってきたその夢を少しずつつないでいくためには、やっぱりちょっと先輩たちの、中学校1年生になった時点でお話を聞いてもらって、その卒業生の方の地域で、地域の中でもよろしいです、地域から出て活躍している方でもいいですので、その卒業生のお話を中学校の子供たちに聞かせてあげるといこともとてもいいことではないかなと思いますが、教育長、どう思いますでしょうか。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） むつ市出身の著名な方の講演活動を通して、子供たちに将来の夢を与えるような場を積極的につukれないかというような質問かと思いますが、学びに向かう姿勢というのは、その動機づけがやはり大変重要な役割を果たすというふうに言われております。それが現実的な課題を乗り越えるためであったり、夢や憧れであったりする場合もあろうかと思えます。議員ご指摘のように、郷土出身で身近に感じることでできる先輩が直接児童・生徒に語りかける機会があれば、より夢を現実として捉えやすくなり、未来の方向性が見つかるよい機会になるだろうというふうに考えます。

また、多くの大人と触れ合うことにより、多様な生き方や価値観に触れて、そして経験し、感じ

ることが大切であります。そして、その体験が今の学びが社会とつながっていくのだということを知る機会になると考えております。それこそが子供たちが学ぶ意欲を高め、自ら生きる力を発見していく道しるべになるというふうに考えます。

現在むつ市では、郷土出身ではございませんが、児童・生徒の学びの意欲づけや夢を育む支援の一環として、プロのダンス指導者を中学校の体育の時間で活用する学校体育ダンス外部指導者活用事業を行っております。また、学びの意欲づけという観点で言えば、医学を目指す中学生の夢を育む大学への体験入学事業、次代を担う人材の育成を図るアメリカ合衆国ポートエンジェルズ市へのジュニア大使派遣事業などがあります。何のために学ぶのかという問いに答えを出すのは、最後は一人一人の心です。濱田議員のご提案は、その問いに答えるきっかけとなるものであると考えます。むつ市には、各界で活躍されている多くの先輩、著名人がおられます。むつ市の子供たちに将来の夢を持たせるような機会が持てるよう検討してまいりたいと考えますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 教育長、どうもありがとうございました。本当に安心して子供たちを任せられるなという実感を、もう前からですけども、また厚くいたしました。

教育長、今おっしゃいましたように、子供たちは夢を持ったときに素晴らしい成長を遂げるものであります。学校の先生が教えたことの何倍も吸収して、そして成長していきます。どうぞ夢を1回だけでなく、お花に水をやるように、いつも夢を与え続ける情報を提供していただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質問を

終わります。

午後 2時43分 休憩

◎日程第2 産業建設常任委員長報告、
質疑、討論、採決

午後 3時00分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

○議長（山本留義） 次は、日程第2 議案第20号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

議案第20号の委員会における審査の経過並びに結果について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（18番 大瀧次男議員登壇）

○18番（大瀧次男） 産業建設常任委員会に付託されました議案第20号について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月11日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案第20号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程について申し上げます。

議案第20号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計補正予算についてであります。理事者側から、決算見込みにより1,230万円を減額するものであり、これにより補正後の歳入歳出予算総額は14億470万円となる、また一部工事について年度内に完了が見込めないことから、繰越明許費を設定しているとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ここで、議事整理のため午後3時まで暫時休憩いたします。

◇議案第20号

○議長（山本留義） 議案第20号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第3～日程第4 議案質疑、討論、採決

◇議案第30号

○議長（山本留義） 次は、日程第3 議案第30号 平成24年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、2番横垣

成年議員。

○2番（横垣成年） まず、歳入と歳出の関連をお聞きしたいと思います。

社会資本整備とか都市再生整備債とかというのがあるのですが、こういうものが歳出の北の防人事業に充当されるのかどうか、そこの関連をちょっとお聞きしたいと思います。

それと、この社会資本整備総合交付金と都市再生整備債というものの内容というか、概要をお聞きしたいと思います。

それと、漁港関連の支出がそれぞれかなりあるのですが、そしてまたそれぞれ細かいのです、200万円とか500万円とか。この中身、概要でよろしいので、教えていただければと思います。

それとこの北の防人事業、補正額が3億8,500万円というこの内容を教えていただければと思います。

以上です。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、このたび追加提案いたしました補正予算の背景と概要についてご説明いたします。議員ご承知のとおり、本年1月11日に閣議決定されました日本経済再生に向けた緊急経済対策において、この対策において追加される公共投資の地方負担が大規模であり、国の予算編成がおくれるという異例の状況の中、地方の資金調達に配慮し、緊急経済対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、今回限りの特別の措置として、（仮称）地域の元気臨時交付金の創設が盛り込まれたところでございます。これを受けまして、先ほど霊池光弘議員からも紹介がありましたように、去る2月26日に成立しました国の平成24年度補正予算により地域経済活性化・雇用創出臨時交付金、いわゆる地域の元気臨時交付金1兆3,980億円が計上されまして、

地方公共団体が実施する公共事業等の追加に伴う地方負担総額のおおむね8割程度を限度に交付するということとされたところでございます。

当市では、この交付金のほか、一部国の予備費も活用しまして、漁港施設関連事業として6事業、港湾事業、それから公園施設長寿命化計画策定事業及び北の防人大湊地区整備事業の合わせて9事業を実施するものであります。また、今回補正予算の歳入には、ただいま申し上げましたように、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金を計上しておりません。これは、交付金の配分は財政力の弱い団体等に配慮し、財政力指数により財政力の弱い団体の場合にあつては地方負担額の9割程度となるように設定するというところでされましたことから、明確な金額が見込めないためということが1つ、それからもう一点は、本補正により見込まれる地域の元気臨時交付金については、この事業を実施することによって獲得枠としてこの分を平成25年度予算で実施する単独事業等の財源として充当可能とされていることを踏まえて、今回の補正の予算では国庫補助金の裏に過疎債、または補正予算債を充当して編成したものであります。

なお、今回の経済対策に伴い起債する補正予算債については、50%が公債費方式で、残る50%も単位費用方式で後年度における地方交付税の基準財政需要額に算入されるということとなっております。

お尋ねの1点目の社会資本整備総合交付金と都市再生整備債が北の防人事業へ充当されるのかというお尋ねでございますけれども、これにつきましては、議員お見込みのとおりでございます。

それから、都市再生整備債の概要についてでございますが、議員ご承知のとおり、北の防人大湊地区整備事業は国土交通省所管の社会資本整備総合交付金を活用した国庫補助事業でありまして、都市再生整備事業と位置づけられておりますことか

ら、この地方負担分に相当する市債につきましても、区分上名称を都市再生整備債としたものでございます。

なお、財源措置の枠組みといたしましては、前段で申し上げました補正予算債ということになりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 横垣議員の社会資本整備総合交付金の概要についてご説明を申し上げます。

社会資本整備総合交付金は、これまでの国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金にしたもので、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設されたものでございます。地域の活力創出、水の安全安心、市街地整備、地域住宅支援といった政策目的を実現するため、社会資本総合整備計画に基づき目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的、一体的に国が支援するものであります。

お尋ねの北の防人事業の内容についてお答えいたします。現時点でこの補正予算では公園周辺の道路整備、園路、広場の整備、仮称ではございますが、観光交流センター建設予定地の購入等を実施する予定となっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 横垣議員の漁港関連の施設の内容についてお答えいたします。

国の補正予算を活用しての緊急経済対策の実施に伴う県管理漁港の施設整備に係る負担金支出であります。その事業の内容といたしましては、平成25年度事業の前倒し分として、水産物供給基盤機能保全事業にかかわる事業費、大畑漁港2,100万円、桧川漁港5,900万円、漁港施設機能強化事業

にかかわる事業費として桧川漁港2億円。

次に、新規事業として地震や津波に対する漁港施設の防波堤、護岸、物揚場等の機能診断にかかわる事業費、大畑漁港2,500万円、脇野沢漁港3,100万円であり、このほか脇野沢漁港の事業完了に伴う減額精算分として650万円であります。事業費3億2,950万円の10分の1に当たる3,295万円を増額するものでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） まず最初、社会資本整備交付金とか都市再生整備債の件ですが、再度確認したいのが社会資本整備総合交付金1億2,200万何かがしが、これ交付でするので、事業の何%に対して交付されるということによろしいのかどうか、これは何%に交付されるのか。もうこの金額で終わりののかどうかというのもちよっとお聞きしたいと思います。というのは、例えばまた平成25年度に入って同じような事業をやると、この何%かがまたもらえるものかどうかというのもちよっとお聞きしたいなというふうに思います。

それと、都市再生整備債ですから、負債ですから、この分はまた後年度で支払いを行われなければならないと、払っていかなければならない、そういう借金だと思うのですが、確認したいのですが、この借金はまた地方交付税に全額交付されるというか、この分が、そういうものでいいのか。むつ市が結局、今回例えば都市再生整備債2億6,150万円借金するのですが、このうち実際むつ市が負担するのは幾らになるのかというのもちよっと確認させていただきたいと思います。

それと、北の防人の事業内容ですが、今回は土地を買うとか広場の整備であります。交流センター、今学習センターというのがあるのですが、ちよっとそこの学習センターはたしか平成24年の予算のときに解体するとかという説明が当時あっ

たと思うのですが、あと広場の舞台ですか、あの部分も解体するとかという話があったのですが、そこら辺との絡みもちょっと教えていただければと思います。この広場の整備だとかというのがあるのですが、この解体費用というのは、もう平成24年度で全部処理されているものか、その関連もちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） ただいまの横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

北の防人大湊地区整備事業においては、交付率を全体の40%と見込んでおります。

あと、2点目の学習センターの改修は平成24年度で実施しておりますが、現在繰越明許の対象にしておりまして、同時に進んでおります教育委員会の発掘事業とのかかわりで、春以降でないとな手がつけられない部分が出てきたことから、その予算分も含めて学習センターは現在のところ4月の完成を見込んでおります。

あと舞台及び広場に関しましては、これも同様に平成24年度の事業に入っております、平成24年度で舞台の解体は、もう既に完了しております。広場等に関しましては、平成24年度手をつけられなかった部分や、平成25年度に当初見込んでいたものを前倒して今回の事業でやることとなります。

以上でございます。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） お答えいたします。

まず、都市再生整備債は地方交付税に全額算入されるのかということの確認ですけれども、先ほども申し上げましたとおり、半分が公債費方式で、半分が単位費用方式、算入方式で原則100%を後年度の地方交付税の財政需要額に算入されるということでございます。

また、実質の地方負担はどのぐらいになるのか

というお尋ねですけれども、その事業によって国庫支出金の負担率というのは変わってくるのだろうと思いますけれども、事業の総額から国庫負担分を除いたものが地方負担となりますけれども、その8割を先ほどの地域の元気臨時交付金で措置しようというものでございます。ただ、今回は先ほども申し上げましたとおり、地域の元気臨時交付金は計上しておりませんので、その部分に起債を充てているということでございます。これも先ほど申し上げましたけれども、原則8割、財政力によっては9割までいくこともあると。実質はということになりますと、地方負担は総事業費の10%から5%程度と考えてございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） この北の防人事業についてですが、当然これまちづくり交付金とかという名称ではほかの自治体もいろんな事業をやっているのですが、よそのほうを見ると、大体観光客が例年だと3万人ぐらい来ていると、今回のこういう事業によって3万人を3万2,000人ぐらいにふやそうとかという、そういう目標も持ちながらこういう事業を行っているところがあるのですが、ここの北の防人事業ではそういうのを目標値を持って取り組んでいるものかどうか、これ最後ちょっと確認させていただき、ぜひそういう目標を持ちながらこういう事業を進めるほうが、またそれなりに目標を持って、実際はこうだったというのが後でいろいろ検討できるので、そこら辺はどういうふうにして進めようとしているのか、ちょっと最後確認させていただきます。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） ただいまのお尋ねにお答えする前に、先ほどの答弁で一部訂正をさせていただきたいと存じます。

学習センターに関しましては、先ほどのステージのほうは今後の整備となるのですが、3月中の

完成になる予定と訂正させていただきます。

あと今後の予定ということなのですが、事業計画ではそれぞれ年度を定めておりまして、今回の補正予算にかかわる件に関しましても、当初平成25年度で見込んでいたものを前倒しするものとなっております。

これからの利用数に関しましては、北洋館の利用者を五千数百人と年間利用者見込んでおりまして、その倍増を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（山本留義） これでは横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 横垣議員と重複する部分がありますので、重複する部分は割愛をしながら質疑をさせていただきたいと思っております。

今回の国の補正予算、13兆円ほどだと思っておりますが、今回むつ市としては、事業としては社会資本整備総合交付金を活用した、今お話のあった2事業を行うこととしたのでありますが、この事業を決めるに当たって、優先順位というのはどのようになっていたのでしょうか。どのような理由から、この2事業が採択されたのか、まずお聞きをしたいと思います。

先ほど部長の答弁にもあったのでありますが、今回の大型補正で北の防人事業に関しましては3億8,500万円ということで大分整備費が盛られたわけで、今後の整備計画に与える影響というのはどのようになるのか。先ほどの答弁ですと、平成25年度の前倒しみたいな言い方もしておりましたが、今回この補正を行うことによって、全体としての計画は早まったりするということはあるのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

また、公有財産購入費が財源更正となっておりますが、その内訳をお知らせください。

あと公園施設長寿命化計画策定事業のその内容

と、この長寿命化の対象となります公園施設というのは、どういうふうなものが充てられるのか教えていただきたいと思います。

もう一つ、この長寿命化計画、今回補正予算でやりましたけれども、この補正予算で事業が採択されなかったとしたら、計画としてはいつごろ行う予定であったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） それでは、2事業の選択はどうして行ったのかについてお答えいたします。

今回の大型補正予算の対象事業として、この2事業が該当しておりましたことと、緊急性を考慮して、かねてから事業計画がありましたこれらの事業を選定させていただいたものでございます。

今回の整備事業は、計画ではいつごろ予定していたものであったのかというお尋ねでございますが、これに関しましては、先ほども説明申し上げましたとおり、平成25年度に当初執行する予定のものを前倒ししたものでございます。

3点目の大型補正により整備計画に与える影響は、あるいは計画は早まるかについてでございますが、これにつきましては、当初の計画どおりと考えております。

4点目の公有財産購入費の財源更正の内訳はということでございますが、この欄につきましては、北の防人事業全体を指しておりまして、公有財産購入費だけを指しているものではないということでご理解いただきたいと思います。

5点目の公園施設長寿命化計画策定事業の内容と対象となる公園施設とはということでございますが、対象となる施設は、国土交通省所管の事業でありますことから、都市公園法上の公園である街区公園、近隣公園、地区公園、運動公園等が対象となります。

今回この事業は、計画ではいつごろ行う予定だ

ったものかについてでございますが、これは平成25年度実施の予定でございました。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） そうしますと、今回この2事業が採択されたわけなのでありますが、先ほど財務部長のほうからも今回の補正予算の概要について説明がありましたが、私もうちちょっといろんな事業に使える補正予算なのかなというふうに思っております。数年前ありました補正予算ですと、それこそいろんなものに使えたので、今回も結構いろんなところで使えて、市としては大分よくなるのかなと思いましたが、開けてみるとこのような形なのでありまして、それは今回の補正予算の中身がそういうことだということでの理解をいたします。

今回社会資本整備総合交付金を活用ということで、これは国のほうに計画を出しておいた中で、国がそれに基づいて交付額等々決定しているやつだと思うのでありますが、今現在むつ市としてこの計画を国に出しておるのは、今の北の防人事業のほかにはなかったのでありましょうか、それをお聞きしたいと思います。

今回の事例には直接当てはまらないかもしれませんが、このように補正予算を組むに当たって、今回はほとんど2事業は前倒しということなのでありますが、補正予算を、この事業を決定するのに、何かむつ市としてルールみたいなものがあるならばお聞きをしたいなというふうに思います。

あと2事業、平成25年度からの前倒しということなのでありますが、そうしますと、どうなのでしょう、平成25年度当初予算を組むに当たって、どのような影響があったのでありましょうか。話の中身を聞いていると、今の補正でなくても、平成25年度の当初予算で組んでも北の防人事業のほ

うは予定どおりに進むというふうなお答えでありましたので、決定したのが、その時期が予算編成するに当たっては大変な時期だったと思うのでありますが、そこら辺も含めましての平成25年度予算、あるいは全体計画に与える影響というのは、その予算を組むに当たってどうであったのかというのをもう一度お聞きをしたいと思えます。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 中村議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、市として国に出している事業計画というのはあるのかというふうなお尋ねがございました。今この補正予算でご提案申し上げているものは、北の防人大湊地区整備事業でございますけれども、そのほかといいますと、例えば市営住宅等も複数年度を要する事業でございますので、そういう事業もございます。

今回の補正予算の前提といたしましては、あくまでも国の補助事業の裏負担の地方負担分を軽減して、いわゆる事業の遂行を図るというふうな大きな前提があるものですから、まずは国の事業というのが先に出てくるということでございます。市として事業決定のルールを持っているのかというふうなことですけれども、今申し上げましたように、今回の場合はあくまでも国庫事業というのが先にありということでございますので、県を通じて各事業所管部署が国と協議して進めている事業をこの今回の補正予算にのっけられるかどうかということを事業ごとに個別に協議して今回の提案に至っているということでございます。

もう一点、そうすれば、前倒しと言うけれども、平成25年度の当初予算でも同じではないかというふうな話があって、その辺の影響はどうかというふうな確認がございましたけれども、1点私どものメリットとしては、先ほども申し上げましたように、国の補正予算の成立がおくれてござい

ます。まだ国会にも提案されてございません。成立は恐らく5月末ぐらいではないかと今言われているところでございます。そうすれば、地方への影響ということでは、補助事業の交付決定が出来るということでは、いわゆる事業を実施している我々のほうでは、市内にその事業を発注するタイミングがどうしてもおこなってしまうということで、そういう点では市内の経済の活性化のほうにも後々影響が出てくる。それを平成24年度の補正予算で前倒し執行することによって、これが成立しますと速やかに契約して事業の遂行に向けて段取りを組んでいけると、そういうメリットもあるということで、我々はそういう地域経済の影響あるいは地方負担の8割あるいは9割あたりまで国が支援していただけるということで円滑な公共事業の遂行ができるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 理解をいたしました。

前段で先ほどちょっと聞くのをちょっと忘れたのでありますが、今回の補正予算で、そのほかのものでむつ市で使えるものはなかったというふうな理解でよろしいのでしょうか。私これ初め考えたときに、交付金以上に起債をいっぱいしてまで事業をやらなくてはいけないのかなという素朴な疑問がありましたので、今回の補正でこれ以外の事業でむつ市に当てはまるものは残念ながらなかったのかどうか、そこだけ最後にお聞きしたいなと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 中村議員、先ほどちょっとお話がありました。数年前、これは四、五年前の話でございますけれども、かなりの大型補正が年度間、1年度の中で2回、3回というふうな形の補正が国のほうで決定いたしまして、私も実は昨

年の選挙前から、衆議院選挙前から、かなりの大型補正があるよというふうな情報が報道等で、また役所の中でも国のほうからもさまざまな情報が入りまして、その補正に対する玉をしっかりと持っている、私は常に玉をしっかりと持つようにというふうなことは話をしておりました。つまり私が想定していたのは、実は四、五年前の国の三段ロケットとかというふうな形での大型補正が入り、そして景気を浮揚していくというふうな補正になるものというふうなことを期待しておりましたけれども、ちょっと期待に反した部分がありました。それでこういうふうな形になったわけございまして、これからもまた国の情報等をしっかりとキャッチをしながら、ネットワークを張って、網を張って、耳を澄まして、そういうふうな形で補正に対しての対応をやっていかなければいけないと。非常にこの部分においては、平成25年度の国の予算がかなりおこなれるようでございます。先ほど来説明をしておりますように、その部分での、この形で補正をすることによって発注がスムーズに行くという非常に大きなメリットがありますので、その点でご理解をいただきたいと思っております。

その余につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） お答えいたします。

そのほかにメニューはないのかということですが、今回提案していない案件が1つございます。学校の理科の教材を整備する理科教育等設備費補助金というのがあるのですけれども、今の補正でどうもそれを使えそうだというふうな実は話がありました。ただ、それも額がどうしても確定しないものですから、教育委員会のほうが県と協議いたしまして、平成25年度でもこの予算は使えますよということの協議で、一応今のところの話としては平成25年度の補正予算の中で対応とい

うふうなことで今考えている案件が1つございます。

それから、ちょっと言葉足らずで申しわけなかったのですけれども、今の補正予算の前のページに、3ページになりますけれども、3ページの住宅費のところ緑町団地の繰越明許の設定をしてございます。これは、その背景を申し上げますと、実は平成24年度の当初予算で2棟分の予算組みをしたのですけれども、最終的には国のほうの交付決定が1棟分しかもらえませんでした。予算が2棟分あって、実際の交付決定は1棟分で、1棟分の予算が浮いていたものですから、そこを今回この国の補正予算でもって活用して、残る1棟を中身として予算の実行ができるということになりましたことから、その分財源をつけて平成25年度に送るということで繰越明許の設定をしたというこの部分もでございます。

以上です。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。21番富岡幸夫議員。

○21番（富岡幸夫） 通告もせず大変申しわけありません。1つだけお願いをしたい、考え方なのですが。

今お話を聞いて、事業の優先順位とか前倒しの事業をやっていくということでもあります。国の社会資本整備総合交付金、緊急経済対策でばらまいている交付金でありますけれども、どうなのでしょう、私はこういう補助金とか交付金、国の大型補正とかというのがこの時期にあった場合、工事がすぐ発注できて、地域の経済が回っていくというようなものに充当していくというようなことにすれば、前年度の借金はつくらなくてもいい、地域の経済は回る。わかりやすく言うと、年度の予算をこの年度末、いわば我々の地域にとっては

冬の非常に悪い時期に工事を発注するという例が多々あるわけです。そういう部分をこういうものを使って工事を発注しやすくして、地域の経済が回るような形を自らつくっていく方法、こういうのが必要なのではないかなと、こう思うのです。その辺で考え方として、これを振り分けろとは言いませんけれども、こういうタイミングでないとなかなか言えないこともありますので、どうかということ、そのあり方をお聞きしたい。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 使い勝手がいいというふうな部分でのこの補正、国の補正となりますと、やはり先ほど中村議員にもお話をしましたように、四、五年前のさまざまな形の中で我々が抱えている玉を出して、県を通して国の了解を得て、さまざまな新規の事業というふうなこと、そして今までためていたなかなか手がつけられなかった、こういうふうな部分の事業をやることができたわけでございます。ところが、私どもの予想に反して、こういうふうな形で裏負担の部分を軽減するためにと、こういうふうなまず1つ、そしてまた国の平成25年度の予算が、先ほど財務部長からお話がありましたように、多分5月の中から5月の末に国会を通過するというふうなことになれば、発注というふうな、我々地方自治体が発注するとなりますと、多分7月、8月、こういうふうな形になってくるわけでございます。そうしますと、新年度の中で、まず四半期分、この部分が全く発注できないというふうな、国から補助をもらって、補助決定もされないわけでございますので、そういうふうな部分を埋め合わせろというふうな形の中でこの補正のこの内容が決定したと、このように理解しておりますし、その部分においては、新たな事業というふうなものではなくて、国にさまざまな計画を出している部分……国にもう既に計画を出しております、先ほどお話ししましたように

北の防人事業だとか、例えば市営住宅だとか、こういうふうな国に申請を出している事業が進めやすいようにというふうなこと、そういうふうなことの部分を考慮に入れた中での大型補正の形で我々に提示があったということでご理解をいただけるものでないかと思えます。それは、本当に我々にとっては、もっと使い勝手のいい、スタートがもう4月間もなくでございます。ただちに新たなものをどんどん、どんどん出していって発注ができるということになりますと、今度規律性の問題が出てくるのではないかと、全国の自治体八百数十、市町村全部ひっくるめると千幾つ、二千ですか、そういうふうな形の、そういうふうなところの規律性の問題も出てくるのではないかと。そのためには、やはり前提となるものは、計画をしっかり組まれている、計画を申請している、そういうふうなところに裏負担の部分を軽減するため、こういうふうな趣旨であろうと、このように思っております。

○議長（山本留義） 21番。

○21番（富岡幸夫） 市長が言われることはよくわかるのです。通常の見方であれば、それでいいなど私も思うのです。ただ、今回の補正というのは、国の経済対策で年度末で申請が間に合うかどうかとか、地方自治体の手間暇がかかるのではないかという中で、さんざん言われてきていて補正を通していただいているわけですね。そうすると、やはり向こうの、我々が申請を上げたとしても、非常に使い勝手がいいというか、仕事がやりやすい予算になっているのです、今回は。ですから、このようなチャンスというのではないのです。通常の見方対策の大型補正だとか、そういうことをやるのであれば、今のことでいいのだと思うのです。こういうチャンスはこういうチャンスとして捉えるということが私は必要だったのではないかなということの思いで今発言をさせてもらいました。意見が

なければ結構ですから。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） やはり補助事業、要するに補正でございますので、国からは使い方の制限というふうなものが我々に課せられているわけでございます。その制限を、のりを超えるというふうなことはなかなかできませんし、非常にそのルールに従った形の中での我々の対応ということでございます。

○議長（山本留義） これで富岡幸夫議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第30号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。2番横垣成年議員。

（2番 横垣成年議員登壇）

○2番（横垣成年） 議案第30号に対し、反対討論をいたします。

本案は、主に北の防人整備事業に3億8,500万円を支出する補正予算であります。福祉灯油はお金がなくてできない、国保会計への一般財源投入はお金がなくてできない、市民の理解が得られないなどという一方、全体では13億9,000万円の予定でむつ市の負担は1割弱というものの、北の防人事業という不要不急の事業に本年度は7億965万円を支出するというところに賛同することは

できません。本案に反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山本留義） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第30号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者23人、起立しない者2人）

○議長（山本留義） 起立多数であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◇議案第31号

○議長（山本留義） 次は、日程第4 議案第31号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 議案第30号と関連しましてお聞きをしたいと思うのでありますが、まず下水道管渠工事費の今回の内容につきまして、最初にお聞きしたいと思います。

先ほどの前議案でありますと、平成25年度の前倒しというふうなことでありましたが、今回のこの整備する場所につきましても、平成25年度の当初予算との関連で優先順位というのはどうだったのか。また、下水道なので、整備するには多分順序があると思うのですが、そこら辺も含めてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（山本留義） 下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） 中村議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、下水道管渠工事の内容についてですが、大畑町水木沢地区の主に国道部分におきまして、水道管を約540メートル、マンホール9カ所、公

共汚水ますを50カ所計画しております。

次に、平成25年度当初予算との関連についてありますが、下水道事業の場合、今回の補正につきましては、平成24年度の社会資本整備総合交付金事業の要望額4億5,000万円に対して約8割の3億6,100万円の交付であったため、今年度計画して整備のできなかった箇所の申請をしたもので、平成25年度当初予算との関連はないものと考えております。

また、事業の優先順位につきましては、下水道事業の性格として、議員がおっしゃるとおり、下流側から整備を進めなければならないとの制約がありますので、下流からということになります。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第31号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明3月19日は川下八十美議員、鎌田ちよ子議員、石田勝弘議員、東健而議員、大瀧次男議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時46分 散会